

## 2022年度事業報告書

自：2022年4月1日 至：2023年3月31日

- (1) 業界を取り巻く環境が急速に変化している中で、公益の担い手として、コンプライアンスを確保しつつ、業界団体としての機能を発揮し、我が国を基盤とするベアリング産業が重要な機械要素産業として健全な発展を遂げ、我が国産業・経済の発展に資しひいては世界の経済社会に貢献するため、諸般の公益的事業の企画・実施・レビューを行った。
- (2) 当工業会では、2011年に競争法に係る一部会員会社への調査が開始されるなど、競争法に係る諸事案の発生が続き、内外の諸般の状況から厳しい制約が続いた。こうした2011年以來の事態を受けて、当工業会は、2012年度の一般社団法人としての創立総会以来、当分の間を「暫定期間」と位置付け、新たな工業会の構築を目指して改革と事業運営を積み重ねてきた。2022年度においても、こうした今までの積み重ねを基礎として、新型コロナウイルス禍の中にあることも踏まえ慎重な運営に努めつつ、同時に平常化を視野に入れて、以下の要点を踏まえて引き続き改革の推進と事業の展開を図った。

### ① 不断の改革について

当工業会は、2011年以來の厳しい事態を「変革の契機」と積極的にとらえ、「暫定期間」においては、特に改革に注力してきた。2022年度においても、この改革の流れを止めず不断の改革を進め、新時代に一層適合した「日本ベアリング工業会」に向けた変革に努めた。この変革にあたっては、今般の「変革の契機」がコンプライアンス確保に関わるものであることに鑑み、とりわけ、形だけでなく意識面での改革という裏打ちを整えていくことにも留意した。

### ② 基本理念の堅持

当工業会の基本理念については、2012年度において「コンプライアンス確保」及び「公益的事業への純化」の2本柱を定め、以後堅持されている。この基本理念は定款の大本である目的規定に明記されている。

#### (i) コンプライアンス確保について

(ア) 2011年7月以降、当工業会は、工業会・会員とが一体となってコンプライアンスの強化を図っていくためアンチトラストに係る顧問弁護士（リーガルカウンセル）への委託を行っている。2022年度においても、これを継続し適切な指導を受けた。また、必要に応じ、偽造対策などの各種事業ばかりでなく管理業務も含め、弁護士等その他の外部専門家からの適宜適切な指導を受けた。

(イ) そのもとで引き続き、リーガルカウンセルと相談しながら、諸手続きを含め、

組織制度・運営管理についてコンプライアンス確保の観点からの改革を進めた。その中で、実務に即し効率的かつ的確なコンプライアンス確保がなされた工業会の更なる構築に努めた。

(ウ) また、そのソフトウェアに当たるリーガル・マインドについても、工業会、会員等すべての関係者において今後ともその向上に努めた。とりわけ、事務局職員においては、そのリーガル・マインドの基礎の上に、工業会の顧問弁護士等の意見を咀嚼し自ら判断する力を養い、コンプライアンス確保に則した運営手法・ノウハウの熟度向上を図るよう引き続き努めた。

(エ) 事業の活性化の観点から工業会の各種会合などにおける事業推進のために必要な情報交換については、コンプライアンス確保が当然の前提とされているが、これを過剰に意識し、必要な情報交換を忌避してしまうことは、公共的事業の推進こそ当工業会の社会的責務であることから本末転倒である。当工業会は、既に長年にわたり顧問弁護士のチェックなどのコンプライアンス確保の仕組みを備え、かつその深化に努めてきている。こうしたコンプライアンス確保のもとで、当工業会は、必要な情報交換を活発に行うようにし、同時にこれに則した意識改革も進展させるよう、引き続き努めた。

## (ii) 事業推進について

(ア) 事業は、コンプライアンス確保の観点からも個々の事業目的は明確かつ限定的であるべきで、これに則しつつ「公益的事業への純化」の基本理念に沿って、その純化を進めてきた。2022年度においても、内外の諸環境に則したニーズを踏まえ事業の改廃・創設\*に係る改革も行い公益的事業に絞り\*\*つつ、その的確な事業推進と活性化に努めた。また、引き続き、事業推進の基盤となる仕組み（組織制度・運営管理）についても改革を進めた。これは上述の「コンプライアンス確保の観点からの改革」と表裏一体となるものである。

\*公益的事業への純化の理念のもとで、2011年以降しばらくの間はもっぱら事業整理の局面にあったが、近年、こうした片務的局面を脱し、いくつかの事業創設(※)がなされ、必要に応じその推進基盤の組織も新設されている。

(※) 外国人材受入対策事業、ベアリングのCO2排出削減貢献定量化ガイドライン策定事業など。

\*\*公益的事業としては、とりわけ、国際的なルール・枠組み作りの場における国際貢献とプレゼンス向上を企図した事業に重点を置いている。例えば、ISO/TC4、WBA、環境などである。

(イ) 事業推進にあたっては、会員各位による適切な役割分担が基盤となる。

とりわけ、個別事業あるいはその中の特定分野事業\*ごとにリーダーシップをとる役割分担（例えば委員会における委員長など）について、当工業会では「適材適所」を原則とする「事業別担当幹事制」（以下「担当幹事制」という。）の

仕組みをとっている。この「適材適所」は当工業会において広く適用されるべき原則と位置付けられている。

\*例えば技術標準化における GPS や国際事業における偽造品対策の実務など。

沿革をたどれば、当工業会は、2011年以前にあっては、2年ごとの短期的・定期的・機械的な輪番制が中心であったが、2011年7月以降、この輪番制を基軸とした会長ローテーション、部会制度等の従前の仕組みが立ちゆかなくなった。改革の一環として、従前のこれら制度を廃止し「担当幹事制」に移行した。部会制度に換わりこの「担当幹事制」が事業推進の根幹の仕組みとなっている。2022年度においても、直近の「担当幹事制」に基づく会員各位による分担を基礎として、安定性に配慮しつつ柔軟な運用に努め、引き続きこの発展に努めた。

#### [本年度の事業別担当幹事の分担]

技術標準化：日本精工、通商&安全保障：ジェイテクト、環境：不二越、統計：NTN、不正商品（偽造品）：権利者（大手4社等）、全体は日本精工、WBA：日本精工\*、ジェイテクト\*、NTN、不二越、中小企業対策：井上軸受工業、泉本精工、シミズ精工。 \*WBA副会長。

(ウ) 近年は国際化の進展など環境変化が著しく、ISO標準化、偽造対策をはじめ各種事業において対応の高度化が要請されてきている。このため、事業推進の原動力である専門家の確保・資質向上・長期的な育成がとりわけ肝要となってきた。現在においてまた将来に向けて、工業会の事務局、会員ともども、これに注力するように努めた。

また、こうした高度化した事業の経年的推進により、それら事業の実施母体である委員会等の組織、あるいはそれを構成する会員企業の専門家において、高い経験知見とノウハウ等が蓄積しており、これらは当工業会の「内部資産」といえる。せつかくの資産であるので、これを工業会の活動基盤として一層有効活用するよう、ひいてはそれにより業界全体へ裨益がなされるよう努めた。

#### (エ) リーガル・マインドを基盤とした運営手法の工夫

公益的事業の推進にあたっては、その公益的目的の範囲に限定して①工業会と会員間におけるコミュニケーションと、②総会、理事会のほか、各種の専門委員会における審議等が円滑・適切に行われることが必要である。しかしながら、2011年7月以降の制約下のもとで、これらについて支障が発生してきた。これを補うため、コミュニケーション及び審議手法等に関し運営手法の諸々の工夫が行われ、効率化、緊密化が図られており、これを継続した。

こうした工夫は、専門委員の会合参加の促進をはじめとする制約への対処であったばかりでなく、環境変化への適合という新時代への対応でもあり、永続されるべきものである。

主な具体例は以下のとおり。

- ア. 工業会が e メール・電話等を活用し、会員間のコミュニケーションのハブ機能を担うこと
- イ. 事業の意義等についての理解、工業会活動への会員の参画意識の維持、意識改革などに資するため、専務理事、事務局職員が、e メール・電話による緊密な連絡に加え、IT 一辺倒に陥ることなく、会員のもとへの個別訪問（面談）を励行すること
- ウ. 意思決定に係る事案については、（i）法令に基づく「書面審議」の活用や（ii）メールによる緊急の意見聴取・承認の確認手続きを実施すること（注）

（注）上記ウ.（ii）については、2012年11月理事会において理事会の意思形成手続きとして「理事承認案件の確定手続き<sup>（注）</sup>」が包括的に承認され、その根拠となっている。具体的手順は次のとおり。

- a. 時間的制約等のため、理事会の会合の場や書面等による決議ではなく、e メールにより理事・監事の全員に決議の目的である事項を提案し、理事・監事の全員から承認を頂いた場合、その決議事項に係る業務執行を行う。
- b. 但し、この場合、直近の理事会における当該事実の報告（e メールによる決議の目的である事項の提案に対して、理事・監事の全員から承認を頂いた旨の報告）をすることで、理事・監事の全員の承認の意思確認が完了し、これをもって理事会における当該決議事項の承認（決議）が確定されたものとする。

（オ）本年度も引き続き、新型コロナウイルス感染を回避しつつ的確な意思形成を図るため、Web 会議システム、書面会議などを活用した。また、Web 会議のスムーズな運営能力の向上など各種形態の会合開催のあり方に関するノウハウを蓄積した。2022年秋以降は、徐々にではあるが、新型コロナ禍の減衰傾向が、また政府の新型コロナ感染対策にも緩和に向けての変化が生じてきた。2021年3月理事会において決定した「当面の理事会等の開催のあり方に係る方針」\*を踏まえ、理事会をはじめ各種会合や工場見学などで、一部リアル開催も実施できた。

※ 例：2022年6月総会・理事会は各自の判断によるリアル開催。2023年3月理事会は新型コロナ禍以前と同じ条件なしでのリアル開催（これは2020年3月以来3年ぶり）。中小企業対策企画委員会の行事（①2022年11月からくり改善くふう展見学会など、②2023年3月工場見学会など）。

\* 『当面の理事会等の開催のあり方に係る方針』（主要点の抜粋）

新型コロナウイルス禍にあるため、当面の総会、理事会、参与会についての開催のあり方に係る方針は次の通りとする。

- i. リアル会合（従来の面談による会合）を基本とし、可能な限りこれを追求

する。

ii. 新型コロナウイルス感染状況が依然として厳しく、上記 i がかなわない場合は、Web 会議、電話会議、書面会議、その他適切な形式で開催することとする。

iii. (略)

iv. 感染状況の急激な悪化などがあり、開催のあり方が既に決定されているものの何らかの対応が必要となった場合は、理事会メンバーに相談した上で柔軟な対応を行うことがある。』

(3) 当工業会では独立した政府の法令・制度の変更を起因とする改革も行われてきている。当工業会は、2012年4月に一般社団法人に完全に移行し、準則主義に基づく法人法\*に従った自主的運営を行っていくこととなった。

もとより当工業会は「コンプライアンス確保」を理念のひとつの柱としているが、これと軌を一にして組織の内部統治をはじめとする法人法に規定されるコンプライアンス、透明性、due process の確保の基盤の上で、適正な運営管理に努めた。

\*公益法人に係る制度体系は、従前の民法を根拠にする制度から、新法「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（2008年12月1日施行）に基づく制度に抜本的に変更されている。

同時に、一般社団法人への移行により自主的運営が確保されたことを踏まえ、改革と事業を一層柔軟に推進した。

(4) 以上を踏まえ、2022年度も、政治・経済・コロナ禍の諸情勢に不透明感がみられることにも鑑み、可能な節減に努めつつ、必要な項目には重点的に予算を配分するなどして、効率的な予算運営と事業推進を行った。

本年度における事業の概要は次の I.~V.の通りである。

## I. 総会

### 1. 第21回総会（2022年度定時総会）

日 時 2022年6月7日（火曜） 15時00分～15時57分

場 所 東京都港区芝公園3丁目5番8号

機械振興会館 6D-1・2会議室（6階）

会員の出席状況等

・議決権のある会員総数	32名
・総会員の議決権の数	32個
・出席会員数（委任状による者（18名）を含む）	32名
この議決権の総数	32個

\*実出席のあり方については、新型コロナ禍にあったものの、その動向など全般的な情勢を勘案して、各人の判断のもと可能な範囲での出席とした。

## 議事の経過の要領及びその結果

定款に従い、代表理事 会長の内山俊弘氏が議長となり、出席予定者が既に全員揃い着席されていることを受け、15時00分に第21回総会（2022年度定時総会）を開会する旨、発言し、上記の通り会員の出席があり、議案の決議に必要な会員の出席が確保されているため、本定時総会は、定款に基づき、成立した旨、議場に報告を行った。

その後、内山議長より、本定時総会を開会するにあたり、①来賓の紹介、②立会い頂いている顧問弁護士の紹介、③本定時総会終了後に開催される理事会に、本定時総会の出席者全員に、例年と同様、引き続き参加頂きたいこと などについて述べられた。

次いで、宮下副会長兼専務理事より、安全対策の観点から、災害等の際の避難経路図について説明された。続いて、内山議長より議長挨拶、経済産業省 製造産業局 大臣官房審議官 福永哲郎 殿から来賓のご挨拶が行われた。

次に、阿江順也弁護士より、独占禁止法に係るコンプライアンスを確保する趣旨から出席している旨、説明した後、配付資料が独占禁止法上、問題がないことを事前に確認している旨、述べられた。また、独占禁止法遵守にあたっての注意点を交えて、全出席者に同法の遵守を喚起し、その意思の確認がなされた。

その後、議事に入り、下記の報告及び各議案の審議を行い、全会一致をもってこれを承認可決した。

### 1. 報告

第1号報告 2021年度事業報告書に関する件

### 2. 議案

第1号議案 2021年度貸借対照表及び正味財産増減計算書等の承認の件

第2号議案 2022年度事業計画書及び収支予算書の承認の件

第3号議案 2022年度会費の件

第4号議案 役員（理事及び監事）の選任の件

## 2. 第22回総会（書面による決議）

宮下副会長兼専務理事より、貝沼由久 氏（ミネベアミツミ株式会社 代表取締役 会長兼社長執行役員）の理事辞任（2022年11月30日付）に伴う、後任の理事に関して、吉田勝彦氏（同社 取締役 専務執行役員）を選任することについて、総会の承認を得るべく、すべての会員代表者に対して書面（2022ベア工総務第17号文書）をもって提案が行われた。

その結果、会員代表者の全員から、上記の提案につき書面で同意する旨の回答があったため、定款第19条第3項により、上記提案については可決する旨の総会の決議（2022年12月23日付）があったものとみなされた。

### 3. 第23回総会（書面による決議）

宮下副会長兼専務理事より、坂本 淳 氏（株式会社不二越 前代表取締役社長）の理事辞任（2023年2月22日付）に伴う、後任の理事に関して、黒澤 勉 氏（同社 代表取締役社長執行役員）を選任することについて、総会の承認を得るべく、すべての会員代表者に対して書面（2022ベア工総務第25号文書）をもって提案が行われた。

その結果、会員代表者の全員から、上記の提案につき書面で同意する旨の回答があったため、定款第19条第3項により、上記提案については可決する旨の総会の決議（2023年3月17日付）があったものとみなされた。

## II. 理事会

理事会は工業会の業務の執行等に係る重要事項の審議、決議等を行っており、理事本人による過半数の出席が必要であるとの定足数の要件がある。2011年7月以降の諸般の状況等によりこの定足数の確保について不確実性が高まったこと、及び事業運営の合理化等を勘案し、一般社団法人に係る法令・定款も踏まえ、年間の定例面談理事会の開催回数が従来の6回から4回（1月、3月、6月、11月）へ変更されている。

本年度も、新型コロナウイルスの感染リスクを見極めた上での確かな開催形式により理事会を実施した。本年度は、新型コロナ禍の減衰傾向や政府の新型コロナ感染対策の動向などを勘案し、一部リアル開催も実施することができた。

なお、各理事会の主な議題は、次の通りである。

### 第52回理事会（書面による決議）（2022年5月13日）

1. 2021年度の決算書並びに附属明細書【承認事項】
2. 2021年度の事業報告書並びに附属明細書【承認事項】

### 第53回理事会（面談会議）（2022年6月7日）

1. 会長・副会長・専務理事の選定【承認事項】
2. 参与の委嘱【報告事項】
3. 技術標準部会報告【承認事項及び報告事項】
4. 環境対策の取り組み【承認事項及び報告事項】
5. 国際関係の取り組み【承認事項及び報告事項】

### 第54回理事会（Web会議）（2022年11月29日）

1. 2023年の理事会等の開催日程等【承認事項】
2. 環境対策の取り組み【承認事項】
3. ISO/TC4等の取り組み【報告事項】

4. 国際関係の取り組み【報告事項】
5. 中小企業対策の取り組み【報告事項】
6. 「経済産業省こどもデー」への出展【報告事項】

#### 第55回理事会（Web会議）（2023年1月27日）

1. 人事異動【報告事項】
2. 2023年の会議日程等【報告事項】
3. 技術標準部会報告【報告事項】
4. 2023年度のポイント（案）【報告事項】

#### 第56回理事会（面談会議）（2023年3月29日）

1. 人事異動【報告事項】
2. 2023年11月及び2024年1月の理事会等の開催日程等【承認事項】
3. 第25回総会（2023年度定時総会）の招集と議案の事前審議【承認事項】
  - (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項（議案）
  - (3) 総会次第
  - (4) 2022年度収支決算見込み
  - (6) 2023年度事業計画書、収支予算書及び会費
4. 「EPAを使ってみよう！  
～軸受業界からみたEPA（経済連携協定）～ EPAのいろは」【報告事項】
5. 下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）及び下請中小企業振興法（下請振興法）の遵守について【承認事項】

### Ⅲ. 参与会

参与会は、一般社団法人への移行（2012年4月1日付け）に伴い、従来の「評議員会」を「参与会」に名称変更したものである。参与には理事・監事以外のすべての会員代表者が委嘱される。

参与会は、従来の評議員会と同様、年度の間（11月）において開催され、専務理事より参与に対し、当該年度の事業について中間報告を行い、参与の意見を伺う機関である。

本年度は、新型コロナウイルス禍を踏まえ、昨年度同様、面談での参与会は実施せず、書面参与会として、2022年度のそれまでの事業について、上記第54回理事会の要点説明資料、配付資料、及びその議事録を送付することにより、参与に対し工業会活動について報告した。



#### IV. 会員等の異動

##### 1. 会員代表者の異動

2022年4月1日	株式会社エクセディ福島 新代表者 代表取締役社長 西田 昌弘 氏 旧代表者 代表取締役社長 森島 泰 氏
2022年4月14日	大阪ポンプ株式会社* 新代表者 代表取締役社長 里島 久美子 氏 旧代表者 代表取締役社長 篠原 喜代子 氏 *株式会社OPCに社名変更(2022年6月21日より)
2022年6月7日	日本精工株式会社 新代表者 取締役 代表執行役社長・CEO 市井 明俊 氏 旧代表者 取締役会長 内山 俊弘 氏
2022年11月30日	ミネベアミツミ株式会社 新代表者 取締役 専務執行役員 吉田 勝彦 氏 旧代表者 代表取締役 会長兼社長執行役員 貝沼 由久 氏
2023年2月22日	株式会社不二越 新代表者 代表取締役社長執行役員 黒澤 勉 氏 旧代表者 代表取締役社長 坂本 淳 氏
2023年3月1日	光精工株式会社 新代表者 代表取締役社長 西村 昌能 氏 旧代表者 代表取締役会長 西村 憲一 氏
2023年3月10日	旭精工株式会社 新代表者 代表取締役社長 前田 繁幸 氏 旧代表者 代表取締役会長 清水 明彦 氏
2023年3月25日	和田精工株式会社 新代表者 代表取締役社長 和田 一宏 氏 旧代表者 代表取締役社長 和田 芳弘 氏

## 2. 会長の異動

2022年6月7日 内山 俊弘 氏 会長退任  
2022年6月7日 市井 明俊 氏 会長就任

## 3. 理事の異動

2022年6月7日 内山 俊弘 氏 理事退任  
2022年6月7日 市井 明俊 氏 理事就任

2022年11月30日 貝沼 由久 氏 理事辞任  
2022年12月23日 吉田 勝彦 氏 理事就任

2023年2月22日 坂本 淳 氏 理事辞任  
2023年3月17日 黒澤 勉 氏 理事就任

## 4. 監事の異動

2023年3月10日 清水 明彦 氏 監事辞任

## 5. 参与の異動

2022年4月18日 篠原 喜代子 氏 参与辞任  
2022年4月18日 里島 久美子 氏 参与就任

2022年4月28日 森島 泰 氏 参与辞任  
2022年4月28日 西田 昌弘 氏 参与就任

2023年3月1日 西村 憲一 氏 参与辞任  
2023年3月1日 西村 昌能 氏 参与就任

2023年3月25日 和田 芳弘 氏 参与辞任  
2023年3月25日 和田 一宏 氏 参与就任

## V. 事業項目別報告

1. 情報収集提供・総務管理に関する事業
2. ベアリングの技術標準化（ISO／TC 4への対応等）に関する事業
3. 健全な貿易発展施策等に関する事業
4. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業
5. 広報に関する事業

## 1. 情報収集提供・総務管理に関する事業

### (1) 情報収集提供等

当業界を取り巻く国内外の環境が急速に変化している中で、内外の関連情報に係る収集提供に関する事業を実施した。また、経済産業省等の政府等（政府関係機関を含む）、経済諸団体及び関連業界との意見交換・情報交換・協力を深めた。

こうして得た情報をはじめ、その成果は、工業会の各種事業の企画、実施に反映させるなど活用した。

#### ①経済諸団体等との意見交換等

日本経済団体連合会、日本機械工業連合会、経済産業調査会、経済産業統計協会等における各種会議への参加などにより、経済諸団体や関連業界との意見交換・情報収集・協力を進めた。

#### ②政府等との情報交換等

政府等（政府関係機関を含む）に対して、当工業会の事業全般にわたり、情報収集提供や要望をはじめとする情報交換・協力などを行った。

経済産業省の業種担当課（製造産業局 産業機械課）や事業関係課（産業技術環境局 国際標準課等）に対して、最新の事業内容、要望等について説明するなど情報交換を密にするとともに、ベアリング業界への一層の理解と認識を深めていただいた。経済産業省担当官から直接施策説明を受けるなど、中小企業対策企画委員会主催の講演会等各種会合も情報収集の機会とした。また、IIPPF（国際知的財産保護フォーラム）やJETRO等政府関係機関とも同様に情報交換を密にした。また、上記①の経済諸団体等との連携も協働させた。以下を特記する。

##### a. 政府からの各種調査への協力

経済産業省をはじめとする政府からの各種調査に協力した。

- ・ベアリングの業種概況等の調査（毎年6月）
- ・海外生産拠点の調査（毎年6月）
- ・年表（会員会社編）の調査（ホームページ掲載）
- ・災害等の被害調査（9件）
- ・六価クロム化合物の排水基準の見直しに関する調査（2022.7.12）
- ・MCCP及びPFCAの使用とその使用禁止に伴う代替可能性に関する調査（2022.9.1）

##### b. 政府からの情報に係る会員への周知協力

経済産業省をはじめとする政府からの依頼を受け、会員各社へ通知し周知徹底に努めた。

(コンプライアンス関係)

<人権関係>

- ・「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」について (2022.11.15)

<下請け関係>

- ・3月価格交渉促進月間のポスターについて (2022.3.18)
- ・原材料・エネルギーコスト増の影響を受ける下請事業者に対する配慮について (2022.4.28)
- ・2022年9月の「価格交渉促進月間」の実施について (2022.8.26)
- ・下請取引適正化推進月間(11月)について (2022.10.5)
- ・2022年9月の「価格交渉促進月間」フォローアップ調査の実施等について (2022.10.18)
- ・令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について (2022.11.2)
- ・下請取引適正化に係る配慮要請(中小企業庁・公正取引委員会)について (2022.11.25)
- ・価格交渉促進月間のフォローアップ調査の公表について (2023.2.8)
- ・経済産業省・中小企業庁の適正取引支援サイトのご活用について (2023.2.8)
- ・2023年3月の「価格交渉促進月間」の実施について(中小企業庁) (2023.2.27)
- ・円滑な価格転嫁の実現に向けた要請文の送付について(公正取引委員会) (2023.3.15)

(国際関係)

- ・ロシアの渡航情報の変更について (2022.3.8)
- ・ロシアに関する輸出禁止措置等について (2022.3.9)
- ・JETRO 緊急ウェビナー「ロシア・ウクライナ情勢をめぐる海外ビジネスへの影響」について (2022.3.10)
- ・ロシアに関する輸出禁止措置等について(輸出貿易管理令改正の閣議決定) (2022.3.11)
- ・ロシアに関する輸出禁止措置等について(省令・告示の官報掲載) (2022.3.15)
- ・ロシアに関する輸出禁止措置等について(輸出貿易管理令の一部改正) (2022.3.30)
- ・4月12日の閣議了解によるロシアからの輸入禁止措置を導入する方針の決定に伴う経済産業省告示の改正について (2022.4.12)
- ・北朝鮮関連懸念船舶に関する情報提供について (2022.4.21)
- ・ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置の実施について

(2022.5.10)

- ・ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について（輸出貿易管理令の一部改正）（2022.5.13）
- ・ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置の実施について（2022.6.10）
- ・ロシア連邦向けサービスの提供禁止措置について（2022.7.8）
- ・輸出貿易管理令の改正につきまして（ロシア向け化学兵器等関連物品の輸出禁止措置）（2022.9.30）
- ・輸出貿易管理令の一部改正について（ロシア向け軍事能力等強化関連汎用品等の輸出等の禁止措置及びロシア連邦の特定団体への輸出等に係る禁止措置）（2023.1.27）

(労務関係)

- ・2023 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について（2022.3.28）
- ・人材開発支援助成金（人への投資促進コース）について（2022.6.6）
- ・2024（令和6）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動について（2022.6.13）
- ・熱中症対策の更なる強化について（2022.7.26）
- ・2023 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動等に関するアンケート調査への協力について（2022.8.1）
- ・トラック運転者の長時間労働改善に関する相談センターの開設について（2022.8.1）
- ・令和4年度「自殺予防週間」における取組の要請（2022.9.15）
- ・自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）改正について（2022.12.26）
- ・荷主による輸送状況等の把握に関するアンケートについて（2023.2.1）
- ・令和4年度「自殺対策強化月間」について（中小企業庁）（2023.3.1）

(環境関係)

- ・電気事業法改正に関する説明会について（2022.4.1）
- ・電力需給ひっ迫を受けた節電対策に係るアンケート（2022.4.5）
- ・気候関連開示基準等の公開草案について（2022.4.28）
- ・本日の東京電力管内における電力需給ひっ迫に伴う節電について（2022.6.27）
- ・夏季の省エネルギーの取組について（2022.6.29）
- ・2022 年 6 月の電力需給ひっ迫に関する需要家アンケートへのご協力について（2022.7.8）
- ・PCB 廃棄物に関する説明会について（2022.7.11）
- ・二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業の JCM 実現可能性調査の2次公募のご案内について（2022.8.3）

- ・「東京 GX ウィーク」の開催について（2022.8.18）

（その他）

- ・大阪・関西万博 「運営参加」の募集について運営参加及び「Co-Design Challenge」プログラムの募集についてなど 11 件の周知を行った。

（コロナ禍関係周知事項）

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等 15 件の周知を行った。

c. 令和 5 年度税制改正に対する対応

「（一社）日本機械工業連合会」が策定した「令和 5 年度税制改正に関する機械業界の要望」を同連合会事務局より説明を受け、総務連絡会に対し報告した。

要望のポイントは次の通り。

ア. 研究開発税制の拡充

- ・試験研究費の総額に係る税額控除制度（一般型）の拡充等
- ・オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の更なる要件緩和と拡充
- ・研究開発専用設備及びソフトウェアの即時償却の容認

イ. 新時代に向けた設備投資促進税制の拡充、整備

- ・新時代に向けての設備投資の促進（「D X 投資促進税制」の期限延長及び拡充、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」の支援措置内容の強化）
- ・償却資産課税の見直し（機械類等に対する固定資産税の撤廃、償却資産税の評価額算定の見直し）

ウ. 持続可能な地球温暖化防止対策の推進—カーボンニュートラルの実現に向けて

- ・現状においては、炭素税の新規導入には合理性は認められず、反対する。

エ. 経済の電子化に伴う課税上の課題への対応

上記要望書は、2022 年 10 月に同連合会により、経済産業省等の政府へ提出が行われるとともに自由民主党及び公明党に提出された。

③統計調査に関する事業

経済産業省等の政府統計におけるデータ等により、ベアリング産業に関する統計を作成し、基礎資料として工業会活動に活用するとともに、機関誌「ベアリング」及びホームページにて発表し情報提供した。

ア. 生産について

2022 年 4 月から 2023 年 3 月までの生産（経済産業省「機械統計」）は、金額 7,059 億

3,800 万円、対前年同期比 97.6%、数量 25 億 5,440 万個、同 90.8%、重量 53 万トン、同 98.2%となった。

#### イ. 在庫について

2023 年 3 月の在庫（経済産業省「機械統計」）は、数量 2 億 2,021 万個、対前年同月比 94.4%、在庫率（在庫／販売）95.2%となった。

#### ウ. 受注について

2022 年 4 月から 2023 年 3 月までの受注金額（内閣府「機械受注統計」）は、7,561 億 4,200 万円、対前年同期比 96.0%となった。

受注の内訳をみると、内需は 5,374 億 1,000 万円、対前年同期比 103.7%、外需は 2,187 億 3,200 万円、同 81.2%となった。

また、2022 年 4 月から 2023 年 3 月までの内需を主要需要部門別にみると、自動車・同付属品製造業からの受注は対前年同期比 100.5%、はん用・生産用機械器具製造業は同 105.4%、電気機械器具製造業は同 94.3%となった。

## (2) 総務・管理関係

総務・管理業務における重要なものは、次のとおり。

### ①総務連絡会

#### ア. 役割

総務連絡会は、2011 年以降の厳しい制約下における改革の中で 2012 年 12 月に従前の組織を発展的に解消して、創設されたものである。従前は、一部会員だけから構成されていたが、これを改め、理事会メンバー全員の総務部長クラスを構成員とした。その役割は、ア.「理事会をはじめとする工業会活動のフォローと理事・監事会社における社内内部での支援（工業会の事業の動向、スケジュールなどの情報共有等による）」、イ.「既定の委員会で対応できない（受皿のない）案件の第 1 義的相談窓口」などである。上記ア.については、特に、工業会の公益に純化した事業の推進及び改革等工業会のあり方に関する検討について協力を求める機能も担っている。

#### イ. 2022 年度の開催

2022 年度の会議は次のとおり。

- a. 2022 年 8 月 2 日メールによる説明（コロナ禍のため急遽メールでの説明に変更）

2022 年 6 月の定時総会及び理事会の結果を中心に報告。

- b. 2023 年 3 月 17 日（リアル会合）

2022 年 11 月及び 2023 年 1 月理事会の結果を中心に報告。

#### ウ. 「経済産業省子供デー」への出展

経済産業省から当工業会に対して、2018 年に初めて「経済産業省子供デー」への出



展依頼があり、当工業会における対応のあり方を総務連絡会に相談したところ、本件は、日本ベアリング工業会として展示するもので、経済産業省への協力のみならず、将来を担う子供たちに対して当業界の製品について知ってもらうことは有意義なことであるため、広く全会員に呼びかけ参加を促すこととした。その結果、3社から積極的な回答があったため、経産省の指導に従い、当工業会会員の出展分担を設定し下記のとおり出展協力を行った。

【これまでの出展】（順番は協力申し込み順とした。）

2018年：NTN株式会社（2018年8月1日、2日の子供デーに出展した。）

2019年：日本精工株式会社（2019年8月7日、8日の子供デーに出展した。）

2020年：コロナ禍のため子供デーが中止

2021年：株式会社ジェイテクト（2021年8月8日・19日／新型コロナ禍のためweb開催。ジェイテクトの動画は8月末まで公開）

2022年：NTN株式会社（2022年8月3日、4日の子供デーに出展した。）

【2023年以降の出展予定】

総務連絡会で検討した結果、次のとおり

・2023年：日本精工      ・2024年：ジェイテクト

#### エ. 洋上風力の産業競争力強化に向けた政府施策への協力

経済産業省・産業機械課から、「洋上風力の産業競争力強化に向けたサプライチェーンの在り方検討分科会」（以下、「サプライ分科会」という。）にベアリング業界も参加してほしいとの要請があった。

現在、日本精工、NTN、ジェイテクトが、風力に使う大形ベアリングを製造している。

当工業会に、本件を検討する既定の委員会がないため、総務連絡会で対応を検討した（総務連絡会は、既定の委員会に対応できない（受皿のない）案件の第1義的相談窓口となっている）。

検討の結果、当業界も部品供給として関わりがあり、経済産業省に協力していくことは工業会の重要な事業の一つであるので、協力をしていくことが適切とし、当面の対応を次のとおりとした。

- a. 「サプライ分科会」の参加が業界で1名に限られていることから、上記3社の中で、日本精工が現在当工業会の会長会社であるので、当工業会を代表して、日本精工の専門家に参加をお願いする。
- b. 「サプライ分科会」の会議後、総務連絡会に結果概要を報告する。
- c. 今後、「サプライ分科会」の検討状況で、他の会員に意見を求めるなど協力をお願い

いする場合は、改めて相談する。

(注) 本件の詳細は、「4. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業」の「(4) 洋上風力の産業競争力強化に向けた政府施策への協力」に記載。

## ②各種寄付要請への対応

寄付への対応は、当工業会の **due process** の確保の観点から、理事会、総会で検討し、抛出する場合は、当工業会の予算に計上することとしている。2022 年度については、「スポーツ振興資金財団財界募金 (80 万円)」「警察協会救済援護事業 (10 万円)」「経済広報センター会費 (会費形態であるが寄付の位置づけ) 57.75 万円」の継続 3 件を抛出した。上記継続 3 件については、2023 年度予算に計上する。

## ③各種協賛名義使用要請への対応

以下の協賛名義使用要請について、当工業会名の協賛名義使用を承諾した。

- ・ (公社) 砥粒加工学会 「学術講演会 (ABTEC2022)」
- ・ (一社) 日本電子回路工業会 「電子機器トータルソリューション展 2023」
- ・ (一社) 日本計量機器工業連合会 「INTERMEASURE 2022 (第 30 回計量計測展)」
- ・ (一社) 日本能率協会「第 50 回 2022 工作機械関連技術者会議」
- ・ (一社) 日本工作機械工業会「IMEC2022 (第 19 回国際工作機械技術者会議)」

## ④防災対応

### ア. 災害時での対応

今後も大震災等の災害が想定されている中、震災等が発生した場合に、会員企業の被害状況の確認などの現状把握を速やかに行い、経済産業省へ報告を行うとともに経済産業省からの情報を会員企業に周知連絡を行うため、毎年 7 月に、各会員の緊急連絡先、工場、本支店、営業所の情報を調査している。そのリストを経済産業省へも提供している。

### イ. 福島復興に係る行政協力

- ・ 福島第一原子力発電所における ALPS 処理水に関する情報提供について (2022 年 4 月 28 日)

### ウ. 工業会事務局における防災対策の推進及び会議等の安全対策の徹底

事業継続 (BCP 対策) の観点を含め、事務局において次の防災対策を推進した。

工業会事務所が入居している機械振興会館 ( (一財) 機械振興協会) の防災管理協議会に出席し、防災管理に関する情報を入手するとともに、毎年 11 月に同協会が行う自衛

消防訓練に参加している。本年度は 11 月 2 日に自衛消防訓練（コロナ禍のためイメージトレーニング）が行われた。

また、書庫等の転倒防止対策を行うとともに、防災備蓄品として水、食料、災害用寝袋、ヘルメット、防災用手袋、マスク等を確保した。

火災等の緊急時において会議参加者が適切に避難できるように、工業会における各種会議の冒頭において当該会議開催場所の「避難経路図」を説明した（面談会議のみ）。

なお、当工業会事務所は、平成 2019 年 3 月 7 日に防災管理点検特例認定（注）を受けた。現行の認定期間は、2022 年 4 月 15 日から 2025 年 4 月 14 日である（2013 年 2 月に 1 回目の認定を受け、当該認定は 4 回目の認定）。

（注）毎年 1 回防火管理点検報告が義務付けられているが、過去 3 年以内の点検結果が優良と認められ、消防機関の検査を受け、基準に適合していると認められた場合、防災管理点検・報告の義務が免除されるもの。

## ⑤新型コロナウイルス感染症対策

### ア. 「ウェブ」及び「書面」での会議開催

当工業会の委員会は面談会合を基本としているが、新型コロナウイルス感染症の感染状況や会員の本感染症への対応状況などを考慮し、理事会をはじめ、各委員会を「ウェブ」や「書面」で開催した。

### イ. 経済産業省からの周知依頼への対応と会員からの問い合わせへの対応

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更」、「新型コロナワクチンの 3 回目接種に関する積極的な周知」など 15 件の周知を行った。

### ウ. 工業会事務局の態勢

事務局の出勤態勢について、感染状況、企業の対応、社会状況等を見極めつつ、在宅勤務等を設定するなどの対応を行った。

## 2. ベアリングの技術標準化（ISO/TC 4への対応等）に関する事業

### （1）ISO 関連

ISO/TC 4（転がり軸受専門委員会）の下には、現在、SC（Subcommittee＝分科委員会）が7つあり、またこのTC 4及びSCの委員会下には、各国からの推薦による専門家から構成されるWG（作業グループ）が12グループ（諮問グループを含む）あり、割り当てられた特定業務に当たっている。現在、TC 4に参加するメンバー国は、Pメンバー（積極的参加国）が19ヶ国、Oメンバー（オブザーバ）が21ヶ国であり、総計で40ヶ国となる。2023年3月末におけるISO/TC 4の構成は付表1（本節末尾参照）の通りである。

当工業会は、ベアリングに関する国際規格の制定・改正につき、ISOの日本代表組織であるJISC\*のベアリング部門の役割を担うISO対策転がり軸受委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、ISO/TC 4の審議に積極的に参画している。これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与している。また、ISO/CS（中央事務局）により日々更新される国際標準化業務のための電子システムに対応して、国内審議体制、投票体制及び幹事国業務の電子化を推進している。

\*JISC（Japanese Industrial Standards Committee、日本産業標準調査会）は経済産業省に設置されている組織（経済産業省 産業技術局 基準認証ユニット）で、ISO及びIECに対する我が国唯一の会員として、国際規格開発に参加している。

2023年3月末におけるベアリングのISO規格数は合計83件（追補、技術仕様書及び技術報告書、並びに新規制定案件を含む）あり、そのうち2022年4月以降に発行された規格は2件である。2023年3月末における新規制定作業中の規格は7件、改正作業中の規格が6件、定期見直しの規格が6件ある。

TC 4全体の動向としては、規格の新規制定及び改正は欧州からの提案により行われる場合が大半を占めている。具体的には、①各製品分野の規格に対しての横断的なGPS（Geometrical Product Specifications、製品の幾何特性仕様）適用検討、②セラミック（窒化けい素）に関係した新たな規格検討、及び③SC 8（定格荷重及び寿命）が扱う規格体系の見直し及び規格開発の方向性の検討などが行われている。

TC 4における活動及び個々の規格の進捗状況のうち、主なものは下記の通りである。

#### ① ISO/TC 4のSC 幹事国交代

2021年4月に、アメリカのSC 6（インサート軸受）、SC 9（円すいころ軸受）及びSC 11（リニア軸受）の幹事国辞退に伴う幹事国募集がTC 4にて行われた。日本は、幹事国を引き受けるよりも、TC 4の効率的な組織再編（例えば既存のSCの統合）を行う方が規格開発の効率向上の観点から望ましいとの見解をもち、幹事国引受けへの立候補は行わなかった。

募集の結果、中国のみがその3つの幹事国の引受けを申し出た。その後、TC 4/AG 1に

において幹事国の後任に関して TC 4 の組織の見直しを含めた議論が行われた。議論の結果に基づいた提案が TC 4 において承認され、①SC 9 の SC 5（針状、円筒及び自動調心ころ軸受）への統合、及び②SC 6 及び SC 11 の 2 つの幹事国の中国引受が決定した。

## ② ISO/TC 4/SC 12 幹事国担当

2011 年 10 月に、新たな SC（分科委員会）として SC 12（玉軸受）が設置され、その幹事国を日本が担当することが決定された。以来、日本は幹事国の役割を着実に果たしてきている。

SC 12 幹事国担当に関する具体的な報告は下記の通りである。

### a. TC 4 の概況

ベアリングの国際標準化は、長年欧米企業が主導して幹事国運営を独占してきた。特に、TC 4 幹事国を担当しているスウェーデンにある 1 社は、グローバル企業として海外の子会社が所在する国々の投票に影響を与えている。

SC 幹事国を担当している国は、それまでは、スウェーデンの他、ドイツ、フランス及びアメリカであった。日本が SC の幹事国を担当するのは SC 12 が初めてであった。

### b. SC 12 幹事国引受までの経緯

2000 年以降、日本が提案したプロジェクトが担当幹事国の対応の遅れから期限切れでキャンセルされるなど、いくつかのプロジェクトで業務停滞が見られた。該当する SC は SC 6、SC 9 及び SC 11 であり、いずれも当時の幹事国はアメリカであった。日本は、2005 年に開催されたワシントンでの SC 会議で、問題提起するとともに、幹事国引受けの用意があることを表明した。TC 4 議長は日本の TC 4 における標準化活動への貢献を評価していたことも背景にあって、TC 4 組織再編グループが発足し検討が開始された。検討の結果、2007 年の TC 4 総会（パリ）において、アメリカに幹事国降任を促すこととなったが、ABMA の上位組織の ANSI（米国規格協会）の了承が得られなかった（既存 SC の幹事国の日本への移管の合意はなされなかった）。

その後も、業務促進・維持のため組織見直しの検討が継続され、2009 年の TC 4 総会（沖縄）において、SC 12 を新設し日本が幹事国を担当することが提案された。2011 年 6 月にブリュッセルにて開催された TC 4 総会において、SC 12 の新設及びその幹事国を日本が担当することが決議された。2011 年 10 月に ISO の上層委員会である ISO/TMB（技術管理評議会）における最終承認を受け SC 12 は正式に発足し、工業会から輩出された、JISC が任命した委員会マネジャー\*及び幹事国が指名した議長が、その活動を進めてきている。

\*2019 年 5 月の ISO/IEC 専用業務用指針 の改正により、国際幹事（Secretary）の呼称は、委員会マネジャー（Committee Manager）へ変更された。本報告についても、過去の内容を含め「国際幹事」から「委員会マネジャー」へ呼称を統一している。

### c. SC 12 の概要

- SC 12 の名称 Ball bearings (玉軸受)
- 幹事国 日本 (国代表組織：日本産業標準調査会 [JISC])
- 委員会マネジャー 白木高志 (JBIA)
- 議長 中島 宏 (NSK)
- 業務範囲 全ての形式及び寸法の玉軸受の標準化 (主要寸法及び公差を含む)
- 担当 ISO 規格 付表 2 (本節末尾参照) の通り (現在 7 規格)。

### d. 幹事国担当の意義

SC 12 の管轄規格における“玉軸受”及び“玉”はベアリングで最も基本的かつ代表的な製品であり、この分野においても高い技術力を持つ日本が担当することは、①世界の軸受産業の発展に寄与し国際貢献を果たす、②同時に、SC 12 を起点として、長い間、欧米勢が主体であった TC 4 の標準化活動において、日本がより一層の貢献・関与をすることで、日本の産業の発展にも寄与することとなる。

### e. SC 12 議長の交代及び委員会マネジャーの活動

SC 12 の議長は、2011 年の幹事国引受以降、当工業会から輩出され、現在は 3 代目となる 2018 年 1 月に就任した中島議長である。

その任期は 2020 年 12 月までとなっていたため、任期延長の手続きを行った。再任のための TC 4 内投票における承認を経て、新たに、2021 年 1 月から 2023 年 12 月までの任期で正式に中島議長の登録が行われた。中島議長は引き続き SC 12 を牽引している。

また、委員会マネジャーについては、引き続き白木 (工業会職員) が、ISO の専門的な管理運営業務への対応、担当する規格の改正作業の運営、各国の委員会メンバー及び ISO/CS (中央事務局) との調整業務など、当該任務を着実に遂行している。

### f. 工業会の体制整備

SC 幹事国引受けについては、当工業会の総会等において決定した方針に基づくものであり、幹事国業務の職責を果たすための体制整備もその方針に盛り込まれている。これは元々実質一名体制であった技術部事務局の体制が、業務負荷の問題に加え、以下のとおり立場の面での問題もあり、経済産業省及び日本規格協会からその旨の指導も受けていたことによる。

2011 年 10 月の TC 4/SC 12 幹事国引受けの際には、初回会議への緊急対応に迫られ、臨時に業務補助の派遣職員一名を雇用し急場をしのいだ。しかし、この体制では、業務負荷への対応が十分でないことに加え、立場の面でも、正職員としては一人三役 (①ISO 委員会マネジャー、②ISO 国内事務局担当職員、③JIS 及び BAS 担当職員) を担うこととなっており、経済産業省等からも「委員会マネジャー」(国際的中立の立場)と「国内事務局担当職員」(日本としての立場)が兼任されていることは適切でないとの指導を受けていた。こうした中、派遣職員が 2013 年 9 月末で退職することとなったことを契機として、直接雇用の職員を一名採用する人員補充の方針が理事会において承認された。これを受けて 2014 年 4 月に職員一名を採用した。国内委員会の事務局業務を担当し、さらに委員会マネジャーを輩出し

ている国内審議団体としては、本来「国際標準化推進室」設置が望ましいとの経済産業省等の指導もあり、これは今後の検討課題であるが、まずはその第一歩として人員補充による体制整備を進め現在に至っている。

#### g. 幹事国業務報告

ISO 8443（外輪フランジ付きラジアル玉軸受ーフランジ寸法）の改正について、技術的検討を行わないため、SC 12 の委員会マネージャー（JBIA 白木氏）がプロジェクトリーダーとなり改正作業を進め、2022年7月に発行された。

#### ③ ISO/TC 4/WG 18 コンビナー引き受け

当工業会が輩出したエキスパート（NSK 浜中氏）が WG 18 のコンビナーを担当し、WG 18 事務局（JBIA 鬼頭氏）が事務的な支援を行い、ISO 5593（転がり軸受一用語）の改正業務を行った。今回の改正のために 11 回の会議を開催し、2023年2月に改正発行した。

#### ④ 2022 年度における ISO/TC 4 会議

##### a. ISO/TC 4 WG イエテボリ Web 会議

2022年5月16日～5月20日の期間で、スウェーデン・イエテボリで開催予定であった WG 会議が、Web 会議へ変更となった。1つの SC 会議、3つの WG 会議及び2つの AG 会議が開催された。日本からは3社及び日本ベアリング工業会から計5名が参加した。

ISO/TC 4 イエテボリ Web 会議日程

日付	会議
5月16日（月）	① SC 4/WG 5（GPSに基づく記号、用語及び定義）
5月17日（火）	② TC 4/AG 1（TC 4 諮問グループ 1）
5月18日（水）	③ TC 4/WG 25（軸受の清浄度）
5月19日（木）	④ TC 4/AG 2（TC 4 諮問グループ 2）
	⑤ SC 8（定格荷重及び寿命）
5月20日（金）	⑥ SC 4/WG 5（GPSに基づく記号、用語及び定義）

##### b. ISO/TC 4 WG ロンドン Web 会議

2022年11月14日～11月18日に、イギリス・ロンドンでハイブリッド形式（対面及び Web）により WG 会議が行われた。1つの SC 会議、7つの WG 会議及び2つの AG 会議が開催された。日本からは6社及び2団体（日本ベアリング工業会、ファインセラミックス協会\*）から計9名が参加した。

\*TC 4/WG 24（セラミック転動体の外観用語）の専門家がエキスパートとして参加

## ISO/TC 4 WG ロンドン Web 会議日程

日付	会議
11月14日(月)	① TC 4/WG 24 (セラミック転動体外観の用語)
	② SC 4/WG 5 (GPSに基づく記号、用語及び定義)
11月15日(火)	③ SC 7/WG 2 (油圧シリンダ用球面滑り軸受ロッドエンド)
	④ TC 4/AG 2 (TC 4 諮問グループ 2)
	⑤ SC 8/WG 9 (合成荷重を受ける軸受の修正基準定格寿命の計算方法)
11月16日(水)	⑥ SC 8 (定格荷重及び寿命)
	⑦ TC 4/WG 25 (軸受の清浄度)
11月17日(木)	⑧ TC 4/WG 15 (部品ライブラリーリファレンス辞書)
	⑨ SC 4/WG 7 (GPSに基づく特性及び公差値)
11月18日(金)	⑩ TC 4/AG 1 (TC 4 諮問グループ 1)

### C. ISO/TC 4 における Web 会議への対応

ISO/TC 4 における会議は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年4月のパリ会議以降、暫定的に対面会議から Web 会議へと変更され、現在に至っている（一部ハイブリッド会議も行われている）。全海外出張を伴う対面会議と異なり、Web 会議では追加会議の開催が容易に設定できることから、開催回数が多く、かつ、長期間連続とした会議となる傾向にある。また、日本からの会議参加者は、欧州時間での会議時間帯（時差により日本時間 17 時～25 時）で会議に参加し、日本の意見を反映させることに尽力している。

#### ⑤ ISO/TC 4 における各委員会の作業状況

各委員会の活動状況は下記の通りである。

##### a. ISO/TC 4 (転がり軸受) 関連

###### i. 制定作業中の規格

- ・ ISO 3643 (セラミック転動体の外観に関する用語)

WG 24 にて審議を行っている。審議に際しては、玉分科会（玉メーカー及び軸受メーカーにより構成）にて必要に応じて事前審議を行い、また、セラミック素球メーカーが加盟している日本ファインセラミックス協会（JFCA）とも意見調整しながら、審議に参加している。

- ・ ISO 7544 (軸受の清浄度の測定及び評価方法)

WG 25 にて審議を行っている。

###### ii. 発行された規格

- ・ ISO/TS 23768-1 (部品ライブラリーリファレンス辞書)

2022年9月に発行された。

- ・ ISO 5593 (用語)



2023年2月に発行された。

## **b. ISO/TC 4/SC 4（転がり軸受の製品の幾何特性仕様（GPS））関連**

### **i. 制定作業中の規格**

- ・ ISO 22872（公差－GPSに基づく用語及び定義）

GPSに基づく公差の用語及び定義に関する規格制定に向けて、審議を行っている。 2023年2月に DIS（国際規格原案）が回付された。

### **ii. 改正作業中の規格**

- ・ ISO 199（スラスト軸受－製品の幾何特性仕様（GPS）、許容差及び許容値）  
FDIS（最終国際規格原案）が回付され、改正に向けた作業を行っている。
- ・ ISO 492（ラジアル軸受－製品の幾何特性仕様（GPS）、許容差及び許容値）  
FDIS（最終国際規格原案）が回付され、改正に向けた作業を行っている。

## **c. ISO/TC 4/SC 5（針状ころ軸受）関連**

### **i. 発行された規格**

- ・ ISO 3030（ラジアル保持器付き針状ころ）  
2022年3月に発行された。

## **d. ISO/TC 4/SC 6（インサート軸受）関連**

### **i. 制定作業中の規格**

- ・ ISO 8928（転がり軸受－インサート軸受のセットスクリュー）  
中国からの NP（新業務項目提案）が 2023年1月に否決された。

## **e. ISO/TC 4/SC 7（球面滑り軸受）関連**

### **i. 制定作業中の規格**

- ・ ISO 24652（油圧シリンダ用球面滑り軸受ロッドエンド）  
FDIS（最終国際規格原案）の回付待ちである。

## **f. ISO/TC 4/SC 8（定格荷重及び寿命）関連**

### **i. 制定作業中の規格**

- ・ ISO 16281（合成荷重を受ける軸受の修正基準定格寿命の計算方法）

ISO/TS 16281 を基として規格を制定することが決定し、制定に向けた審議を行っている。

### **ii. SC 8 規格全般の検討**

SC 8 の規格体系の見直し及び規格開発の方向性の検討をしている。その結果の一つとして、SC 8 の業務範囲に「損傷の予測」などが追加された。こうした検討は軸受寿命計算方法に大きな影響を与える可能性があるため、引き続き、日本として議論の動向を注視し、慎

重に審議に対応している。

#### **g. ISO/TC 4/SC 11（リニア軸受）関連**

##### **i. 制定作業中の規格**

- ・ ISO 19457（リニア軸受－主要寸法及び許容差）

中国からの NP（新業務項目提案）が 2023 年 1 月に承認され、WG 4 を新設し制定作業が行われることとなった。

##### **ii. 改正作業中の規格**

- ・ ISO 12090-1 及び-2（リニアガイドウェイの主要寸法及び公差－第 1 部及び第 2 部）

規格改正の進展がないことから、新任コンビーナ及び幹事国の判断に基づき 2022 年 6 月に規格改正の中止が決定した。

#### **h. ISO/TC 4/SC 12（玉軸受）関連**

##### **i. 発行された規格**

- ・ ISO 8443（外輪フランジ付きラジアル玉軸受－フランジ寸法）

2022 年 7 月に発行された。

#### **（2）JIS 関連**

ベアリングの JIS（日本産業規格）について、産業標準化法に基づく手続きに対応した機関である JIS 転がり軸受原案作成委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、制定・改正の原案作成を行う。これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与している。

また、日本産業標準調査会等の更なる電子化に対応し、JIS 審議体制及び原案作成の電子化を更に推進している。

#### **① JIS 制定等の計画の一般公開及び意見受付の実施**

技術標準部会が立案した JIS 制定等の計画を、JIS 転がり軸受原案作成委員会への意見聴取を経て、2023 年 1 月 6 日から 2 月 5 日の期間、工業会ホームページ「標準化情報」のページにより一般に公開し、意見受付を実施した。意見等の申出はなくこの期間を経過したため、技術標準部会において、この計画を決定した。

#### **② JIS 転がり軸受原案作成委員会における原案作成の進捗状況**

JIS 転がり軸受原案作成委員会は、その下に、JIS 原案の素案を作成することを目的とする専門委員会を設置している。この専門委員会には、当工業会の技術的な専門家に加え、経済産業省（以下「METI」）及び（一財）日本規格協会（以下「JSA」）の支援及び協力により、規格の用途・趣旨に関する専門家（METI）及び規格の様式に関する専門家（JSA）

に、関係者として参加いただいている。このように JIS 原案の素案の作成段階から外部の専門家との調整を行っている。

個々の規格の進捗状況としては、次のとおりである。

#### a. 改正作業中の規格

- ・ JIS B 1510（ラジアル軸受、固定用切欠き一寸法及び公差）

2023 年 3 月に JIS 転がり軸受原案作成委員会の審議を行い、2023 年度に申出予定である。

- ・ JIS B 1536-3 及び-4（針状ころ軸受の主要寸法及び公差－第 3 部：ラジアル保持器付き針状ころ、及び－第 4 部：スラスト保持器付き針状ころ及びスラストワッシャ）

2023 年 3 月から専門委員会にて審議を行っており、2024 年度に申出予定である。

#### b. 発行された規格

- ・ JIS B 1519（転がり軸受－静定格荷重）

2023 年 1 月に発行された。

### （3）BAS 関連

BAS の在り方について、技術標準部会及びその下部委員会である技術標準運営専門委員会において、必要性及び工業会全体のコンプライアンスも考慮しつつ、規格使用者としてではなく、規格開発の責任元としての立場で将来にわたって実施出来る処置を検討してきた。検討の結果、BAS はその目的を達成し役割を終え、今後は BAS 規格を継続・維持する必要はなく廃止することが妥当であると判断した。2022 年 12 月の技術標準部会の決定に基づき、2023 年 1 月の理事会において廃止を推進する方針とした。

### （4）関連団体との協力

①次の関連団体と、標準化について相互協力を図っている。

（一財）日本規格協会、（一社）国際標準化協議会、（国研）産業技術総合研究所、（一財）日本軸受検査協会、（一社）日本自動車工業会、（一社）日本電機工業会、（一社）日本建設機械施工協会、（一社）日本産業車両協会、（一社）日本産業機械工業会、（一社）日本鉄鋼連盟、（一社）日本工作機械工業会、（一社）日本工作機器工業会、（一社）日本航空宇宙工業会、（一社）日本ファインセラミックス協会

②関連機関及び団体への協力として下記の業務で貢献した。

#### a. 日本規格協会への協力

日本規格協会の JIS ハンドブック編集委員会（機械要素(ねじを除く)）の委員に当工業会が任命されている。同委員会が 2022 年 9 月に開催され、当工業会から委員として参加した。

b. 関連機関及び団体への委員参加

下表に示す規格制定・改正活動の委員に、当工業会が任命され活動をしている。

原案作成団体 (国内審議団体)	委員会	規格 種別	規格対象範囲
(一財)日本規格協会	<b>ISO/TC 10</b>	<b>ISO/ JIS</b>	製品技術情報文書情報
(一財)日本規格協会	<b>ISO/TC213</b> グループ A	<b>ISO/ JIS</b>	図示
(一財)日本規格協会	<b>ISO/TC213</b> グループ C	<b>ISO/ JIS</b>	表面性状
(一社)日本工作機械工業会	<b>JIS B 6197</b> 原案作 成委員会	<b>JIS</b>	<b>JIS B 6197</b> (工作機械—短期 工程能力試験)

(備考) **ISO/TC213** : 製品の寸法・形状の仕様及び評価。なお **ISO/TC213** グループ B の規格対象範囲は測定

付表 1 ISO/TC 4 の組織

TC	SC	WG	名 称	幹事国 (WG はコンビーナ所属国)	
TC 4			転がり軸受	スウェーデン (SIS)	
		WG 15	部品ライブラリーリファレンス辞書	(フランス)	
		WG 18	用語	(日本)	
		WG 24	セラミック転動体外観の用語	(フランス)	
		WG 25	軸受の清浄度	(ドイツ)	
		AG 1	TC 4 諮問グループ 1	(スウェーデン)	
		AG 2	TC 4 諮問グループ 2	(ドイツ)	
		SC 4		転がり軸受の製品の幾何特性仕様 (GPS)	スウェーデン (SIS)
			WG 5	GPS に基づく記号、用語及び定義	(イギリス)
			WG 7	GPS に基づく特性及び公差値	(ドイツ)
		SC 5		針状、円筒及び自動調心ころ軸受	フランス (AFNOR)
			WG 1	針状ころ軸受一寸法及び公差	(フランス)
			WG 4	ISO 12297-1 の改正	(ドイツ)
		SC 6		インサート軸受	中国 (SAC)
		SC 7		球面滑り軸受	ドイツ (DIN)
			WG 2	油圧シリンダ用球面滑り軸受ロッドエ ンド	(オーストリア)
		SC 8		定格荷重及び寿命	ドイツ (DIN)
			WG 9	合成荷重を受ける軸受の修正基準定格 荷重の計算方法	(ドイツ)
		SC 11		リニア軸受	中国 (SAC)
		SC 12		玉軸受	日本 (JISC)

付表 2 ISO/TC 4/SC 12 の管轄規格

規格番号	ISO 規格名称
ISO 3290-1	転がり軸受－玉－第 1 部：鋼球
ISO 3290-2	転がり軸受－玉－第 2 部：セラミック球
ISO 8443	転がり軸受－外輪フランジ付ラジアル玉軸受－フランジ寸法
ISO 12044	転がり軸受－単列アンギュラ玉軸受－外輪正面側の面取寸法
ISO 19843	転がり軸受－セラミック球－切欠き球試験による強度測定方法
ISO 20515	転がり軸受－ラジアル軸受、固定用切欠き一寸法、製品の幾何特性仕様(GPS)及 び公差値
ISO 20516	転がり軸受－調心座スラスト玉軸受及び調心座金付きスラスト玉軸受－主要寸法

### 3. 健全な貿易発展施策等に関する事業

#### (1) 貿易及び海外生産の動向

##### ①2022年4月から2023年3月までのベアリング輸出動向

2022年4月から2023年3月までの軸受完成品（玉軸受+ころ軸受+軸受ユニット）の輸出（財務省「貿易統計」）は、金額4,520億8,900万円、対前年同期比109.6%となった。

市場別にみると、アメリカ向けは金額781億4,300万円、対前年同期比114.1%、EU向けは金額627億3,900万円、同102.8%、アジア向けは金額2,709億9,200万円、同108.9%（うち中国向けは金額1,097億7,900万円、同106.5%）となった。

##### ②2022年4月から2023年2月までのベアリング輸入動向

2022年4月から2023年2月までの軸受完成品（玉軸受+ころ軸受+軸受ユニット）の輸入（財務省「貿易統計」）は、金額784億3,100万円、対前年同期比122.6%となった。

地域別にみると、アメリカからは金額100億7,400万円、対前年同期比129.8%、EUからは金額108億2,300万円、同123.6%、アジアからは金額556億5,900万円、同120.1%（うち中国からは金額264億1,000万円、同122.1%）となった。

##### ③海外生産統計

工業会会員による海外生産の実態把握を目的として、年2回、3月と10月に調査を実施し、集計期間を上期（1月から6月）と下期（7月から12月）に分けて作成している。対象品目は、玉軸受、ころ軸受、軸受ユニットの軸受完成品であり、集計はこれらについての海外生産金額の合計額である。

調査によると会員企業の海外生産金額は、2022年下期（2022年7月から12月）は3,963億7,100万円、海外生産比率53.3%であった。

国内生産と海外生産を合計した世界生産の金額は、2022年は1兆4,476億600万円、対前年比112.6%、2022年下期（2022年7月から12月）は7,439億9,800万円、対前年同期比115.7%となった。

\*海外生産統計の目的は海外生産比率の動向をみるための概括的指標を示すことであり、海外生産金額の値は概括的な数値である。

#### (2) WBA (World Bearing Association 世界ベアリング協会)

WBAは、グローバル化の進展の中で、共通する公益的な課題に係る日米欧の間の協力をより一層推進するため、WBSを発展的に解消して、2006年9月に設立されたものである。

JBIA内部においては、WBA専門委員会を設け、連絡・調整に加え、WBA総会への対処方針の策定等を行い対応している。

## ① WBA リーガル・カウンセル

WBA は、2009 年よりアンチトラスト・コンプライアンスの体制を一層強化し、アンチトラスト弁護士（ペーカー&マッケンジー：以下、B&M）による書類・資料のリーガル・チェックと会合のモニタリングのもとで、総会（2011 年～2013 年は首脳会合）、委員会が運営され、各分野の活動が進められている。

## ② 2022 年 WBA オンライン総会の結果

WBA 総会は、2021 年のオンライン総会<sup>\*1</sup>において、2022 年はドイツ・シュヴァインフルトで開催することで合意していたが、新型コロナウイルス（COVID-19）に加えロシアのウクライナ侵攻の影響により、オンライン（Teams）で開催された（9 月 15 日）。概要は次の通り。

※1 ヨーテボリ総会（2019 年スウェーデン）において、2020 年総会はシュヴァインフルト（ドイツ）で開催することで合意していたが、新型コロナ禍のため 1 年延期となり、2021 年も依然新型コロナ禍にあったため対面会議を断念し、初めてのオンライン開催となった。

### a. 総括

㊦2021 年に続き 7 社社長全員が参集し、成功裏に終了した（2011 年カルテル事件以降、首脳参加が限定的となっていた。2021 年に久々に社長 7 人が参加）。

㊦主催者であるスピンドラーWBA 会長が議長となり、事前に事務局間で調整したアジェンダに沿って議論が行われた。JBIA の参加社長は、対処方針<sup>\*2</sup>に沿って対応し、同方針の枠内で問題なく収まった。

※2 JBIA の基本スタンスは、例年と同様、2015 年シカゴ総会において「WBA のあり方」について Kyle 議長（当時）が提唱し合意に至った、リソースの制約を考慮し「偽造品対策活動に集中」との合意を踏まえ、経済・社会情勢も勘案のうえ、この枠組みの維持に努め、適宜対処。

### ㊦役員人事

会 長：Kyle に決定（次回総会は ABMA がホスト）<sup>\*3</sup>。

副会長：FEBMA では、Spindler、Gustafson の両者が就任<sup>\*4</sup>。

JBIA では前年総会で就任した市井社長と佐藤社長が留任。

※3 役員任期は 2 年間だが、新型コロナ禍により会長人事が変則的に動いてきたので、本総会では Spindler の継続か、次の順番の ABMA・Kyle かのどちらかになるべきか見えないところだった。結局、FEBMA は、総会ホストを 2019 年から 2022 年までやったこともあり、後者となった。Kyle は、WBA 総会に 2014 年以来参加。WBA 会長は 2015 年から 2016 年に就任しており、今回が 2 度目。

※4 Gustafson は昨年総会で副会長に就任すべきところ、任命行為が行われなかったため、本総会で就任。

㊥事業については、特段の新規事業の提案はなく、偽造品対策委員会とオーセンティケーション・システム委員会（以下、オーセン委員会）それぞれの 2022 年事業報告、2023 年事業計画（予算含む）が承認された（後述の「㊣WBA 偽造品対策委員会」および「㊦ WBA オーセン委員会」を参照）。予算は USD174,000<sup>※5</sup> と、対処方針の枠内で納まった。

各委員会が提案した 2023 年計画はそのまま承認されたが、KPI 指標を用いて更なる効率化を求める意見が首脳から出された。各委員会は KPI について持ち帰り検討することとなった。

※5 内訳は、偽造品対策 USD130,000／オーセン USD24,000／リーガル USD20,000。

㊦WBA の将来の活動分野について自由討論が行われ、環境規制の変動とその情報交換、攻めの広報姿勢などが言及された<sup>※6</sup>。

※6 こうした首脳達の言及を踏まえると、次回総会にいて何らかの環境に係る提案が欧米側からなされる可能性も出てきた。これへの適切な対応を図るため、環境の専門家を加えた WBA 専門委員会を 2023 年 2 月 15 日に開催するなどにより準備作業を開始した。

㊧次回総会は、米国（シカゴあるいはデトロイト）で対面にて行うことで合意して終了（後日、シカゴ開催と内示）。日程は 2023 年 9 月 13～14 日を予定（詳細は「d. 次回総会全日程」を参照）。

#### b. 開催日時

2022 年 9 月 15 日（木）20 時～21 時 40 分（欧州：13 時～、米国：7 時～）

#### c. 出席者

##### 【首脳】

市井 明俊 WBA 副会長、JBIA 代表（日本精工社長）

佐藤 和弘 WBA 副会長、JBIA 代表（ジェイテクト社長）

鶴飼 英一 JBIA 代表（NTN 社長）

坂本 淳 JBIA 代表（不二越社長）

Stefan Spindler WBA 会長、FEBMA 代表（Schaeffler 執行役）

Rickard Gustafson FEBMA 代表（SKF 社長）

Richard G. Kyle WBA 副会長、ABMA 代表（TIMKEN 社長）

##### 【Second person】

日本精工： 吉田ルリ子（WBA 専門委員会）、内田 光一（偽造、オーセン）

ジェイテクト： 山本 勝巳（取締役経営役員）

NTN： 野並 暢子（偽造、オーセン）

不二越： 猿田 智（WBA 専門委員会）、岡島 明子（偽造、オーセン）

Schaeffler： Ingrid Bichelmeir-Boehn（偽造、オーセン議長）



SKF : Johan Bravert (偽造議長、オーセン)

TIMKEN : Christine Przybysz (偽造)

注) 偽造 : WBA 偽造品委員会

オーセン : WBA オーセン委員会

WBA 専門委員会 : JBIA 内の委員会

#### 【オブザーバー】

ジェイテクト : 大西 和彦 (WBA 専門委員会)、平岡 大治 (偽造、オーセン)

NTN : 西垣戸 敬 (WBA 専門委員会)

#### 【事務局】

JBIA : 宮下 (副会長兼専務理事)、石浦 (国際部長)、岡野 (国際部主査)

FEBMA : Sylvia Grohmann - Mundschenk (事務局長)、Stefanie Inoue (アシスタント)

ABMA : Jenny Blackford (事務局長)

#### 【その他】

B&M 弁護士 (会議モニタリング)、通訳 (2名)

#### d. 次回総会全日程 (米国シカゴ)

2023年9月 (想定されるスケジュール)

13日 (水) 午前 : 事務局会議

午後 : 偽造品対策委員会 / オーセン委員会

夜 : レセプション\*

14日 (木) 午前 : 総会\*

午後 : 総括会議 (委員会委員に対する総会結果報告など)

\*首脳が参加

#### ③ WBA 偽造品対策委員会 (ACC)

2022年度は、Web 会議による委員会を6回開催 (2022年4月27日、6月28日、8月30日、10月25日、12月13日、2023年2月7日)。それ以外では、Eメールによる意見調整を適宜実施した。

#### a. 委員

議長 : Bravert (SKF)

委員 : 内田 (NSK)、平岡、瀧澤 (JTEKT)、野並 (NTN)、岡島、野原 (NACHI)

Bichelmeir-Boehn (Schaeffer)、Przybysz、張 (TIMKEN)

事務局：（JBIA）宮下専務理事、石浦、岡野、（ABMA）Blackford、  
（FEBMA）Grohmann - Mundschenk、Inoue  
その他：B&M 弁護士（会議モニタリング）、通訳

## b. 中国政府機関ロビー（JBIA 担当）

### b-1. 2022 年結果

新型コロナ禍の影響による渡航制限のため、2020 年以降、中国政府取締機関への訪問は中断されている。しかし、WBA が独自に集約したデータの提供はこれまで築いてきた信頼関係を維持・発展させるべく、2020 年以後も継続して実施した。中国当局は AI（人口知能）やビッグデータ等の IT システムを活用した効率的な捜査・差し止めを注いでおり、WBA が提供する情報は当局から高く評価<sup>※7</sup> されている。2022 年のデータ提供先等は次の通り。

#### 【提供先取締機関】

- ・海関総署（中央税関）総合業務処 李副処長（ロビイングを 2011 年以來 9 回訪問）
- ・上海税関 総合業務処（これまで 3 回訪問）
- ・黄埔税関 総合業務処（これまで 1 回訪問：広州市内の税関）
- ・上海市公安局 上海公安偵察総隊（これまで 2 回訪問）
- ・上海市市場監督管理局 知的財産権処<sup>※8</sup>（これまで 1 回訪問）

#### 【提供資料】

- ・WBA 団長レター
- ・各社情報：ホワイトリスト、ブラックリスト、連絡先、会社紹介等
- ・中国税関差止データ：WBA メンバーの偽造品を中国税関が差し止めたデータ
- ・中国以外での税関差止データ：中国から輸出された WBA メンバーの偽造品を海外税関が差し止めた事例のデータ（本データは WBA リーガル・カウンセラーを務めるベルギーの B&M が集約し、直接、海関総署へ提出）
- ・中国市場摘発データ：WBA メンバーの偽造品を税関以外の公安等の取締当局が摘発した実績のデータ

※7 一例として、上海税関は 2020 年 9 月、ホワイトリスト登録新システムに係る対外説明セミナーをジェトロと主催したが、配付された資料には、あまたある商品の中からベアリングを例に取った登録方法が示されている。これは税関にとって、WBA 企業が長年ホワイトリストによる対策に協力し実績を重ねてきたことからと推察される。また、同セミナーで講師を務めた上海税関総合業務処・徐楓副処長は WBA が 2009 年より面談を重ねてきたキーパーソン。2009 年の WBA 真贋判定セミナー、2011 年および 2013 年 WBA 代表団との意見交換会などに税関側要人として参加。爾来、しっかりとした信頼関係を保っている。

2019 年 9 月に上海税関が内々に特定の外国団体に新システムの意見を求めた会合に

WBA は招かれている（WBA の他は QBPC\*のみで、当局における WBA への認知度は高い）。

\*QBPC : Quality Brand Protection Committee シーメンス、トヨタなどの在中海外大企業から構成される偽造対策推進の民間団体で最大のもの。

※8 国家機関改革により、これまでの工商行政管理局、質量技術監督管理局、食品薬品監督管理局、知識産権局の 4 機関関連部門を統合し、2019 年に新組織が発足。同年初訪問。2020 年 12 月、上海市市場監督管理局による特別摘発によって、登録商標「KOYO」および「NSK」を侵害している疑いのある多数のベアリングが押収された。この摘発事案は「優秀模倣対策事例」として同局からインターネット上で広報された。

## b-2. 2023 年計画

### ア. 中央政府

新型コロナ禍が終了し、対面ロビイング等が正常に戻ることを前提に策定。2022 年に入る頃から、世界各地において新型コロナ禍は徐々に改善されつつあったが、中国では渡航規制などは依然残存し安定化には至っていない。今後、渡航制限等を勘案して適切な時期に対面会議を実施する。

○海関総署：総合業務処 ー総署との長年のパイプを維持

- 地方ロビー計画の事前の海関総署の了解と支持。

【背景】例年、地方ロビー計画については、その実施前に海関総署の了解と支持を得てきている。その際、海関総署は、毎年の WBA による地方税関訪問を高く評価と表明している。

- 最新動向に応じ、中国税関がどのようなデータをリスク管理システムに必要としているかについて意見交換をする。

- スマホ向けの真贋判定アプリ（WBA Check）を税関職員に使用してもらえるよう、総署と意見交換を行う。

【背景】WBA Check を税関職員に支給されているタブレット端末<sup>※9</sup>にダウンロードできるか否かは税関内で十分な検証が必要。

※9 中国税関は取締当局であるため、組織内に閉じられた固有のシステムを持つ。上記端末もこのシステムにのみ接続しており、市場ネットワークとはつながっていない。

○国家市場監督管理総局（SAMR）：2018 年、国家質量監督検験検疫総局、国家工商行政管理総局、国家食品薬品監督管理総局を統合して新たな組織として設立。品質、計量、各種輸出入貨物検疫から、消費者保護等を担当。近年 WBA が問題視している E コマース対策も管轄していることから訪問を計画する。WBA として初めての訪問となる。

### イ. 地方政府

貿易量が多く、税関差止件数が多い上海税関を訪問する（セミナーも開催）。また、

上海は、中国最大の商業拠点であるため、様々な法執行当局との関係を維持・強化する必要のあることから、上海の公安を再訪問し、セミナーを開催する。上述の中央政府と同じく、新型コロナ禍による渡航制限等を勘案して、適切な時期に実施する。

○税 関：上海税関（トレーニングセミナー）

○摘発機関：上海の公安（トレーニングセミナー）

○事前レイド：各社個別に上海市で実施。目的は、訪問する取締機関に対して現地の偽造品侵害の実態を報告し、当局が法執行をおこなう上で参考となる情報を提供する。

## c. アジア太平洋地域（JBIA 担当）

### c-1. 2022 年結果

#### ア. タイ対策

タイ税関に対しては、2019 年 2 月、2020 年 2 月に対面ロビイングを実施し、以後、新型コロナ禍にあったため、オンラインでのセミナーを実施してきている。2022 年では、5 月 18 日にタイ税関職員を対象とした真贋判定研修セミナーをオンライン形式で開催した。団長は内田委員長（NSK）。税関本部法執行部から 17 人、12 の税関支署から 55 人、合計 72 人が出席。セミナーは税関の要望により録画収録されたため、後日、税関が内部研修をすることも可能となっている。その後、7～8 月に電話でフォローアップ調査を行ったところ、出席した税関職員の 89%が、受講後ベアリングに対する注意力が増したと回答した。但し、本セミナー後に実際に WBA アプリをダウンロードしたのは約 25%にとどまった。原因は検査担当職員でもベアリングを担当していない職員はダウンロードしない傾向が明らかになった。次回は、実際にベアリングを担当している職員に研修を受けてもらうことを目指す。

税関参加者内訳

Bangkok Port（5 人）、Laem Chabang Port（5 人）、Lad Kra Bang Port（5 人）

Don Muang Port（5 人）

Bangkok Customs Bureau（5 人）、Enforcement Division（17 人）

Suvarnabhumi Airport Passenger Belongings Clearance Customs（5 人）

Suvarnabhumi Airport Cargo Clearance Customs（5 人）

Custom Office 1（4 人）、Custom Office 2（4 人）、Custom Office 3（4 人）

Custom Office 4（4 人）、Custom Office 5（4 人）、計 72 人

#### イ. ベトナム対策

ベトナムでは、外部団体が主催するオンラインセミナーに取締機関職員が参加することが一般的でないことから、取締当局主催の研修セミナーの 1 コマをもらい、WBA の依頼を受けた現地法律事務所の代理人がアプリを使った真贋判定などを説明する方法で対処した。2022 年では、政府中央税関本部主催のトレーニングセミナーが、7 月 5 日に開催され（中部ベトナムのビンディン省クイニョン市）、Tilleke 弁護士事務所（ハノイ）

を WBA の代理人として、偽造ベアリングのリスクと WBA アプリの使い方についてレクチャーを実施した。本セミナーには、税関職員 55 人が出席した。

## c-2. 2023 年結果

現地のコロナ禍の状況が改善したことから、2023 年次計画に基づき、2023 年 3 月にタイ（2020 年以来）およびベトナムにミッションを派遣し、現地においてロビイング、セミナーなどを開催した。概要は次の通り。

### ア. タイ対策

#### **【WBA 地域会議】**

3 月 13 日午後にロビーの出席者を集めて地域会議を開催。事務局より 2020 年以降の WBA 事業の進捗を説明するとともに、タイの偽造ベアリングの状況報告、14 日の中央税関との会合および税関向けセミナーの段取りについて確認を行った。

#### **【参加者】**

ACC 委員：内田（団長、NSK）、瀧澤（JTEKT）、  
現地参加者：Arthit Supachanyawat（NSK）、大北\*、Poraphon Wongprasit（JTEKT）、  
得能、Anirut Thongphoem（NACHI）、  
Surasak Trongsaengpanya\*、Chalermchai Kitsathapornpisan（NTN）、  
Primate Arayanun（Schaeffler）、Chaiya Cheybumrung（SKF）、  
Vises Dechanuwong\*、Surasit Thanomaron（TIMKEN）

\*は 14 日のロビーのみに参加

事務局：石浦、岡野（JBIA）

その他：B&M 弁護士（会議モニタリング）、日泰通訳

#### **【中央税関との会合】3 回目の訪問**

3 月 14 日午前中に中央税関を訪問。内田団長からタワール法執行局長に対し日頃の偽造ベアリング摘発活動について謝辞を述べるとともに、WBA アプリの組織的な使用を要請した。また、WBA メンバー7 社はそれぞれが抱える偽造品事案等について、税関側に説明を行った。これに対し、タワール局長は新規に導入された税関登録システムの紹介を行い、WBA メンバー各社の登録を促すとともに、午後の税関取締官を対象とした真贋判定トレーニングセミナーの開催を高く評価した。

#### **【税関職員向けセミナー】対面では 2 回目**

\*2020 年は取締 4 機関（税関、警察、法務省特別捜査局、特許庁）を対象とした対面開催。コロナ禍のもとでは、税関職員向けに Web で 2021 年、2022 年と 2 回開催。

3 月 14 日午後は Tilleke 法律事務所のオーデトリウムを使い税関職員 47 名に対し WBA 真贋判定トレーニングを開催した。プログラムは、①WBA 概要と偽造対策活動、特に WBA アプリの説明、②偽造ベアリングの人命や設備に対するリスクの説明、③メンバー7 社による真贋判定について概説等を行った。セミナー会場では、個別企業ごと

にブースを設置し、真正品・偽造品のベアリングや外箱のサンプルを展示。ブースを訪れた職員に対し実物を用いて、真贋判定の詳細を含めたデモンストレーション等を行った。

税関参加者内訳

Enforcement Division (7人)、Bangkok Port Customs Bureau (3人)、Maptaphut Customs Office (3人)、Suvarnabhumi Airport Customs Office (10人)、Ladkrabang Cargo Clearance Port Customs Office (5人)、Don Muang Airport Customs Office (3人)、Bangkok Port Customs Office (10人)、Laem Chabang Port Customs Office (6人)、計47人。

## イ. ベトナム対策

WBA ミッションとしてベトナムを訪問するのは初めて。バンコクでのセミナー終了後、翌3月15日にハノイへ移動、3月16日朝、Tilleke 法律事務所でロビーの出席者を集めて、タイと同様の地域会議を開催。その上で、市場管理総局 (DMS : Vietnam Directorate of Market Surveillance) と科学技術省監査局 (MOST : Ministry of Science and Technology) を訪問した。

### **【参加者】**

ACC 委員 : 内田 (団長、NSK)、瀧澤 (JTEKT)、Bichelmeir-Boehn (Schaeffer)

現地参加者 : La Van Tuan (NSK)、Clement Chong Yong Koon、Bui Dinh Nam

(JTEKT)、松村、Do Thi Ly (NACHI)、Le Duc Cuong、Nguyen Le Manh Linh、

Nguyen Dinh Bac (NTN)、Nguyen Van Tiep (Schaeffler)、Van Tue Hoang (SKF)、

Tran Xuan Loc (TIMKEN)

事務局 : 石浦、岡野 (JBIA)

その他 : 引率弁護士1名、日越通訳、英越通訳

### **【市場管理総局 (DMS) との会合】**

市場管理総局では内田団長からリン局長に対し、ミッション受け入れのお礼を述べるとともに、参加メンバーによる自己紹介を実施。続いて、団長から WBA の組織と活動の紹介、偽造ベアリングの人命や設備に対するリスクを説明し、真贋判定セミナーの開催など協力事業の提案を行った。また、Bichelmeir-Boehn・オーセン委員長からはベアリング業界の真贋判定共通アプリ、WBA Check の紹介を行った。これに対し、リン局長は偽造ベアリングの大部分は密輸品であることを指摘し、偽造ベアリングを効果的に摘発するには法執行機関と企業が綿密に協力する必要があるとし、WBA との協力を強化することで両者は一致した。

### **【科学技術省 (MOST) 監査局との会合】**

科学技術省 (MOST) 監査局では内田団長からダット知的財産部副部長に対し、ミッション受け入れのお礼を述べるとともに、参加メンバーによる自己紹介を実施。続いて、

団長から WBA の組織と活動の紹介、偽造ベアリングの人命や設備に対するリスクを説明し、真贋判定セミナーの開催など協力事業の提案を行った。また、Bichelmeir-Boehn オーセン委員長からはベアリング業界の真贋判定共通アプリ、WBA Check の紹介を行ったところ、副部長はすでにアプリをダウンロードしており、その場でデモンストレーションと質疑応答が行われた。更に副部長からは WBA メンバーのベトナムにおける事業概況などについて資料の提供依頼があった。WBA と監査局は、今後情報の交換や真贋判定トレーニングセミナーなどの実施について、協力関係を強化することで一致した。

#### c - 3. 2023 年計画

上述の通り、2023 年の WBA 東南アジアロビーは 2023 年 3 月に実施済。今後の展開については、今次ミッション派遣の総括を WBA 偽造対策委員会として行い、次のステップに進むことを検討する。

#### d. 広報啓発活動 (Awareness Campaign) (ABMA 担当)

広報啓発分科会 (MARCOM : MarCom Sub-Committee) は偽造品対策委員会の下に設置され、Schaeffler の委員を議長 (ABMA は担当事務局) として、Web 会議を開催 (2022 年 4 月 20 日、6 月 23 日、7 月 27 日、9 月 28 日、11 月 16 日、2023 年 1 月 11 日、3 月 7 日)。ユーザーに対し、偽造品の生命や機材・設備への危険性と偽造品の購買・使用の防止等について WBA ウェブサイト (<https://www.stopfakebearings.com/>) 等により、啓発活動を実施している。本ウェブサイトは 13 か国語 (英・日・中・西・葡・仏・独・泰・露・アラビア・土・尼・越) で展開され、WBA が信頼できる組織であることを各国税関および取り締まり当局に示すためのリソースにもなっている。また、WBA Check の広報普及については、同じ広報啓発普及活動ということで、オーセン委員会から広報分科会に付託されている。

#### d - 1. 2022 年結果

- WBA アプリの Wechat 版のプレスリリースを中国ほか主要国で実施。
- アプリの使い方を解説した Youtube ビデオを 13 か国語作成。
- アプリのダウンロード数は 6,500 を突破。
- VDMA (FEBMA の本体) がハノーバーメッセで広報を実施。
- 記事の掲載件数、ウェブサイトの訪問者数、ウェブサイトでの滞在時間を広報啓発分科会の KPI とすることで合意。分析には、グーグル・アナリティクスを使う予定。

#### d - 2. 2023 年計画

- 各社から提出される記事の掲載。
- サイトへの訪問者数、閲覧ページ数を増やすための方策の検討 (SNS 受けするアプリのグラフィックを作成)。

- WBA アプリを使用した代理店および顧客の成功事例のインタビュー動画の作成（代理店および顧客は特定できないようにする）。

e. 中国調査

e-1. 2022年結果

2022年は中国偽造品調査に着手することとしたものの、新型コロナ禍による中国国内のロックダウン（上海市等）の影響、また、複数の調査会社から提出された調査費用の見積りが予算額を大きく超えたことから、調査会社の選定に時間を要した。予算は大幅に超えたが、過去の調査（インド2回）から得られた情報の価値が高かったことから事業を継続することとし、Sinolyticsを調査会社として選定することで合意した。インド調査で行われた各企業の個別調査（他社には配付されない）については、費用対効果にあわないことから調査項目から外した。代わりに偽造品のサプライチェーンを明確にするためのインタビュー（ユーザー、販売事業者、官憲等）を増やすこととした。

e-2. 2023年計画

2022年第4四半期に着手しており、2023年第2四半期に終了の見込み。費用の見積りは87,000ドル（支払い方法は2022年45,000ドル、2023年42,000ドル）。

f. トルコ対策

中国、タイ、ベトナムに続き、トルコを偽造品対策の新規対象国とした。トルコで当局の高官との面談、税関職員向けのトレーニングセミナー開催等、効果的な対応策を検討し、実施する。

g. テンセント社との協力事業の検討

JBIA事務局がテンセント社（Tencent）シンガポール法人の広報担当と東京で面談を行い、WBAとテンセントで、「偽物ベアリングの危険性に対する意識を高めるキャンペーン」を共同で実施することをテンセント社に提案。その前段階にあたる協力関係構築の第一弾として、WBAメンバー7社の在中国偽造対策担当者を対象に、テンセント社のブランド保護プログラム（BPP）について、テンセント公務部門（在シンガポール）と連携して、Webで説明会を開催した（1月12日）。同説明会には、WBAメンバーの中国法人知財担当者など、20人が参加した。関係構築の第二弾については、4月以降にテンセントと打ち合わせを行う。

h. 予算

2023年予算として130,000ドル（2022年133,000ドル）がオンライン総会で承認された。内訳は以下の通り。

中国ロビイング ロジスティクス（中青旅） USD 10,000



中国ロビイング コンサル (CALUE)	USD 36,000
海外差止データ収集 (B&M)	USD 3,000
アジア太平洋 (タイ向け Web セミナー／新対象国)	USD 18,000
中国偽造品市場調査	USD 42,000
トルコ対策 (ロビーイング)	USD 10,000
広報啓発活動 (オーセンアプリの広報活動も含む)	USD 11,000
<b>Total</b>	<b>USD 130,000</b>

#### ④ WBA オーセン委員会 (FEBMA 担当)

WBA 7 社の真贋判定共通アプリである「WBA Check」の開発・改善・広報普及・運用等を行っている。2022 年度は、Web 会議による委員会を計 7 回開催 (2022 年 6 月 28 日、7 月 26 日、8 月 24 日、10 月 5 日、12 月 6 日、2023 年 1 月 31 日、3 月 28 日)。

##### a. 委員

議長：Bichelmeir-Boehn (Schaeffer)

委員：尺田、内田 (NSK)、松井、平岡 (JTEKT)、  
柳田、甲斐、野並 (NTN)、長峰、岡島 (NACHI)、  
Bravert (SKF)、Berni 他 (TIMKEN)

事務局：(JBIA) 宮下専務理事、石浦、岡野、(ABMA) Blackford、  
(FEBMA) Grohmann - Mundschenk、Inoue

##### b. 2022 年結果と 2023 年計画

- 中国国内で WBA Check を普及させるため、中国では Google が利用できないことから (アップルの iOS は利用可能)、中国における SNS 最大手である WeChat のプラットフォームでも WBA チェック機能を使えるようにすることで合意 (百度 (Baidu) には既に掲載済み)。但し、WeChat への登録申請は、現地の中国法人に限定されるため、法人格を持たない WBA が運用することはできない。このため WeChat への登録申請などを TecAlliance の中国法人に、Wechat 向けプログラム開発についてはミンチャン・テック (中国) にそれぞれ委託し、2022 年 9 月に WeChat の実装を完了した。
- ユーザーのアプリ利用状況をモニタリングし、問題点の改善を実施し今後も継続する。
- 2021 年 11 月に行われた世界関税機構 (WCO) CAP 会合において、業界団体が運営する真贋判定アプリの事例紹介としてプレゼンを行い、参加した 50 か国を上回る税関職員に関心を集めた。このプレゼンの話は WCO から IIPPF に相談のあったもので、相談をうけた JBIA が仲介して WBA オーセン委員長に話をつないだもの。
- タイおよびベトナム税関向けのセミナーを通じてアプリを紹介し、利用を促した。2023 年は対面セミナーで、ベアリングや化粧箱 (真正品・偽造品) を展示し、アプリのデモンストレーションを実施した。
- 中国については本年度のオンラインセミナーの可能性を検討したが、制度的に困難であ

ることが判明。2023 年は対面会議を実施し、アプリのデモンストレーションを行い中国税関にアプリを利用してもらうために必要な改修など具体的な意見交換をし、税関システムへの対応の検討を行う。

- 偽造品対策委員会の下の **Subcommittee** である広報啓発分科会と協力して、アプリの広報普及活動を継続（オーセン委員会が広報啓発分科会に作業を付託。同予算を分科会に移管（上記「③ h. 予算」参照））。
  - ・アプリの使用方法を説明するビデオの制作（SNS、ウェブサイト向け）
  - ・広報啓発活動と協力して、アプリの **WeChat** への統合を代理店、ユーザー、税関、安全当局などに宣伝する。
  - ・アプリの利用を広げるため、新しく掲載すべきプラットフォームを検討。
  - ・必要に応じて、アプリの多言語化を進める。

c. 2023 年予算（オンライン総会で承認）。

WBA Check の年間維持費（WeChat 含む）	EUR 9,500
（WBA 分のみ。参加企業は各々の個別メンテナンス負担がある。）	
アプリの他の言語の追加	EUR 6,000
アプリ機能の改善	EUR 5,000
<b>Total</b>	<b>USD 24,000 (EUR 20,500)</b>

### （3）不正商品対策

#### ① 不正商品対策専門委員会

本委員会は、**B&M** 弁護士によるリーガル・チェックの上、年間を通して隔月で開催する。2022 年度は、新型コロナ禍の状況を見極めながら、**Web** 会議を 4 回（2022 年 6 月 17 日、8 月 25 日、11 月 17 日、2023 年 1 月 18 日）、対面会議を 1 回（3 月 8 日）開催した。

a. 各社の不正商品対策

委員会では、競争法に抵触しない範囲で、各社の不正商品対策について報告している。

b. 取締り当局の対応について

海外税関の偽造品差止や警察等による市場摘発において直面した現地の規則・規制の問題や効果的な対応策あるいは成果について、競争法に抵触しない範囲で情報を共有している。

c. E コマース

新型コロナ禍の流行により、E コマースの活用が増加し、偽造品業者も E コマース上で活発に活動している。偽造品を扱っているサイトの閉鎖の難しさや摘発等の各社の対策について、競争法に抵触しない範囲で情報共有をしている。

d. 展覧会への広報出展

ジェトロ広州が、中国南寧市で開催される「中国・ASEAN 博覧会<sup>※10</sup>」において「知財権保護消費者啓発宣伝ブース」を開設するのに伴い、当会の不正商品対策専門委員会は、展示会場において偽造品啓発資料を 2020 年より毎年配布している。2022 年度も同資料を 300

部配布した。なお、今年度は、資料のデザインを刷新した。そのこともあり、啓発に参加した企業は前回より 2 社増えて 7 社（NSK、JTEKT、NTN、NACHI、NMB、IKO、EZO）となった。

※10 第 19 回中国・ASEAN 博覧会 (<http://www.caexpo.org/>)

会期：2022 年 9 月 16 日（金）～19 日（月）（4 日間）

会場：南寧国際会展中心（広西チワン族自治区南寧市）

中国商務部と ASEAN 経済貿易当局は毎年、中国南寧市で「中国・ASEAN 博覧会」を開催し、両者の経済交流を後押ししている。そのため、消費者が主な対象だが、例年中国、ASEAN の税関職員など法執行機関も来場する。なお、タイ税関によると、国内で流通する偽造品の約 9 割は中国製。

②国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）

政府・関連団体・企業が一体となって模倣品など知的財産権侵害対策を実施するため、「国際知的財産権保護フォーラム」が 2002 年 4 月に発足した。当工業会は、次の 4 つに参加し、そこで得られた知識・情報等を WBA 事業や不正商品対策専門委員会の活動に反映させている。なお、中国に対する提言のあり方が、2002 年のフォーラム創立時における官民訪中ミッションから、現在は現地日系商工会による提言へ移行しているため、中国プロジェクトは、情報収集を中心としたものに運営を変更することとなっている。

中国プロジェクト

アジア大洋州プロジェクト

中東アフリカプロジェクト

インターネットプロジェクト

JBIA は、機会を得ては WBA アプリの紹介を含め JBIA の偽造品対策を紹介し、企業、特許庁、JETRO などに周知するなど、貢献している。

\*IIPPF の事務局はジェトロ、参加は 90 団体・206 企業（2022 年 9 月現在）。現在の座長は田川・日産自動車株式会社 専務執行役員。

（4）通商対策

① 通商対策専門委員会

本委員会は、B&M 弁護士によるリーガル・チェックの上、定期的を開催する。2022 年度も新型コロナ禍のため対面会議は行わず、Web 会議を 3 回開催した（2022 年 5 月 16 日、10 月 11 日、2023 年 2 月 10 日）。委員会では、競争法に抵触しない範囲で各社の通商対策について報告。特に、社内・取引先に向けた FTA/EPA 活用の取り組み、製品の非特惠原産地規則及び原産地表示ルール、海外港湾のスト、コンテナ不足問題等について情報共有を行った。

②EPA 資料の作成

「EPA を使ってみよう！～軸受業界からみた EPA（経済連携協定）～EPA のいろは」

委員会では、EPA の活用にあたって、社内および協力企業等の EPA の理解が不足していることから、協力が得にくいことが問題として挙げられていた。EPA 活用のメリットや原産性の証明が必要な理由を、わかりやすく解説する資料の要望があったことから、委員会で軸受業界向けに特化した資料を作成した。本資料は、全会員にも活用できるよう会員代表者および国際部会委員等へ配付した。また、工業会 HP の会員向けページにも掲載している。今後は新たな EPA の締結等、変化にあわせて更新していく予定。

### ③政府への対応

工業会では、通商に関わる問題について政府から照会がある場合、通商対策専門委員会を通じて、適宜、情報提供や要望を伝えている。過去には、二国間及び多国間の経済連携協定交渉におけるベアリングの協定の改定や原産地規則等について、適宜、政府に要望を伝えるとともに交渉に必要な資料の提出等協力を行った。また、政府、日本機械輸出組合などから通商問題に関連した情報提供があれば会員へ提供した。

### ④米国のアンチ・ダンピング措置問題

1970 年代から継続された、米国による日本製ベアリングのアンチ・ダンピング (AD) 措置が終了 (2014 年 3 月、玉軸受への AD 措置が 2011 年 9 月 15 日まで遡りサンセット)。当工業会としては米国政府が再び AD 措置をとる動きがないか注視を続けてきている。経済産業省においても、WTO の精神に則り公正で自由な世界貿易が確保されるよう、政府間交渉の場を通じて、AD 措置の不適切な運用としてバード修正条項に基づく分配やゼロイング (AD 税の不適切な計算方式) への問題提起を続けるなど、政府としての対応を継続している。こうした中、経済産業省関係部局と当工業会との間で、情報交換を適時行い、当工業会からの要望を伝えるとともに、政府に積極的に協力してきている。

バード修正条項に基づく、日本製品に対する 2021 年の分配は 7,850 ドルであった (日本製品はベアリングのみ)。これに対し日本政府は、「対抗措置の権利を留保」の旨の通報を WTO に行った (2022 年 10 月 3 日付)。2022 年の分配は 825,171.13 ドル (米国時間 2022 年 12 月 7 日公表)。うち、日本製ベアリングにかかる分配は 127,073.27 ドルであった。政府は対応方針を検討中であり、WTO への通報が必要な場合には通報する (通報期限は、実態的には次回の分配である 2023 年 12 月より前)。

### (5) 情報の収集と提供

当工業会のホームページには、ベアリングの財務省通関統計、米国と欧州主要各国の輸入統計を掲示している。

### (6) 会議の開催

B&M 弁護士による資料の事前チェックと会議モニターのもと、必要な会議を適宜開催した。

- ・国際部会会議：2 回 (メールでの書面審議 1 回、対面会議 1 回)
- ・WBA 専門委員会 (WBA 偽造品対策委員参加)：3 回 (Web 会議)

- (WBA 偽造品対策委員・環境の専門家参加) : 1 回 (Web 会議)
- 不正商品対策専門委員会 : 5 回 (Web 会議 4 回、対面会議 1 回)
  - 通商対策専門委員会 : 3 回 (Web 会議)

## 4. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業

### (1) 地球環境対策

地球温暖化対策については、経団連が政府との密接な連携のもと産業全体を総括した自主的な環境政策を進めてきている。当工業会は当初からこれに参加してきている。経団連は、2013年度より「環境自主行動計画」から「低炭素社会実行計画」にステップ・アップし、2021年度からは「カーボンニュートラル行動計画」に名称変更したことから、当工業会としてもこれに合わせ、2030年度目標に向け取組みを行っている。

また、循環型社会に向けた対策についても、同様に経団連の総括的・自主的な政策のもと、当工業会は「循環型社会形成自主行動計画」での廃棄物の再資源化率及び最終処分量削減率の取組みを行っている。

これらの取組みにおいては、環境対策専門委員会を中心として、会員各社が円滑な対応が図れるよう情報収集、方針検討等を行うとともに、経済産業省及び関係機関への調査協力・説明並びに会員への情報提供等の活動を行っている。

### ①「カーボンニュートラル行動計画」フォローアップ等

当工業会においては、環境自主行動計画へ参加すべく1998年11月に「ベアリング工業における環境自主行動計画（温暖化対策編）」を策定し、1999年より、毎年、フォローアップを実施してきた。標記計画については、2012年度に目標を達成し計画が終了したことから、2014年3月に新たな計画として、「ベアリング業界の低炭素社会実行計画（現：カーボンニュートラル行動計画）」を策定した。2020年度に目標を達成し計画が終了したことから、2021年度からは、2015年5月に策定した以下の2030年度に向けた目標に向け活動を行った。

#### 【ベアリング業界の低炭素社会実行計画（現：カーボンニュートラル行動計画）】

〈数値目標〉

目標： 2030年度のCO<sub>2</sub>排出原単位を1997年度比 28%削減に努める。

前提条件：電力の排出係数は3.05t-CO<sub>2</sub>/万kWhに固定する。2020年度の生産量は、2012年度レベル以上とする。

この数値目標と合わせて「低炭素社会実行計画」の4本柱として位置付けられている「低炭素製品、サービス等による他部門での削減」、「国際貢献の推進」、「革新的技術の開発・導入」についても、可能な範囲で貢献していく。

2022年度は、2021年度実績についてフォローアップを行うべく、2022年6月に上記行動計画参加企業12社に地球温暖化対策の進捗状況及び見通しについてアンケート調査を実施した。その調査結果に基づき、2021年度のフォローアップ結果を取りまとめ、9月に

理事全員の承認を得たうえで、経済産業省及び経団連へ結果報告した（本件については11月理事会で報告した）。

a. 2021年度のフォローアップ結果

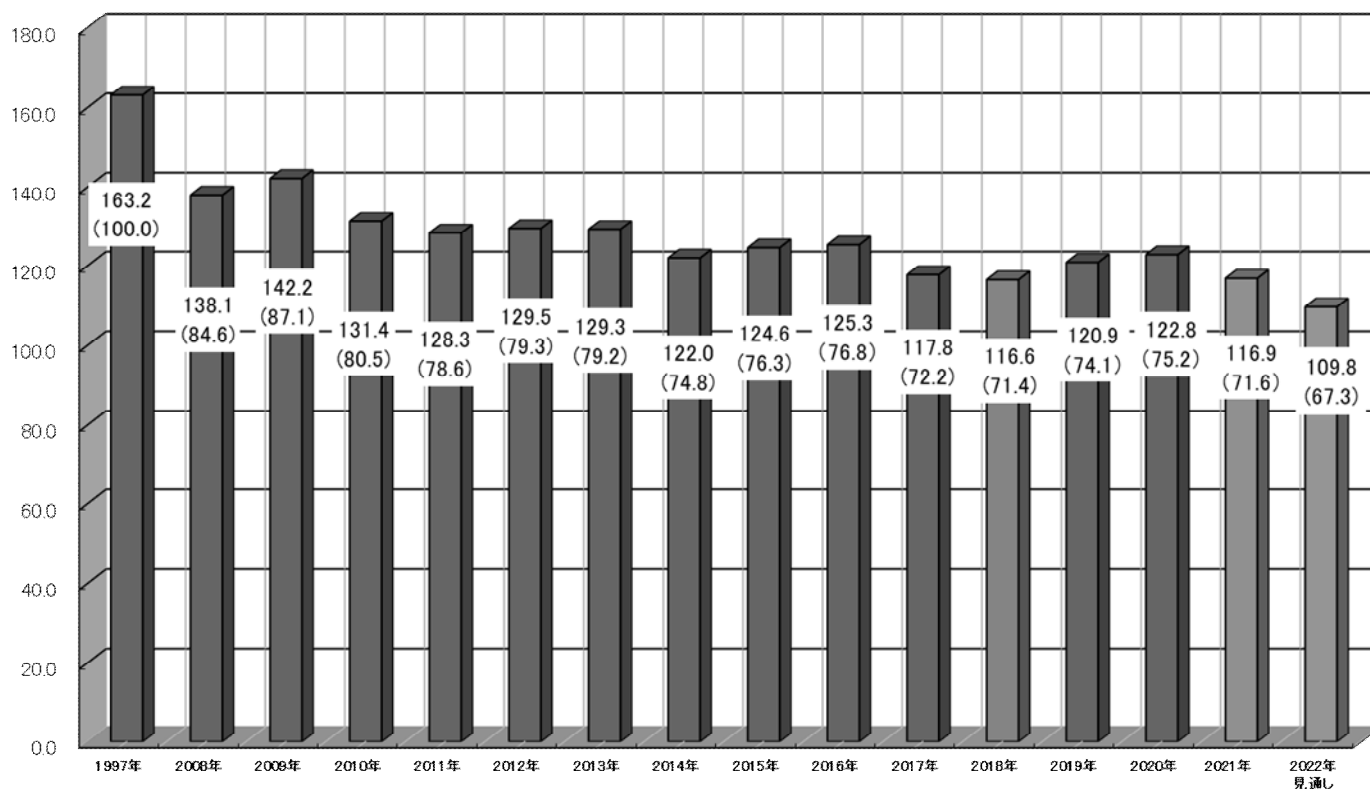
(i) CO<sub>2</sub>排出原単位の実績及び見通し

図1のグラフは、目標の前提条件に沿って、各年度とも電力の排出係数を3.05t-CO<sub>2</sub>/万kWhに固定した方法を使用し、電力の排出係数の変化による要因を除いて算出した。この係数を固定した方法によれば変動する方法と異なり、事業者の努力が調査結果に素直に反映されることとなる。2021年度実績では、1997年度比71.6%つまり28.4%削減となり、目標の28%削減を若干ながら超える結果となった。目標に達した要因として、会員各社が省エネ設備投資の増強やエネルギー効率向上、設備稼働率向上など積極的に行ったことがあげられる。

図1.CO<sub>2</sub>排出原単位の推移

上段：t-CO<sub>2</sub>/億円

下段：%



注1：カッコ内は、基準年度1997年度を100とした場合の比率

注2：電力の排出係数は、各年度3.05t-CO<sub>2</sub>/万kWhに固定した。

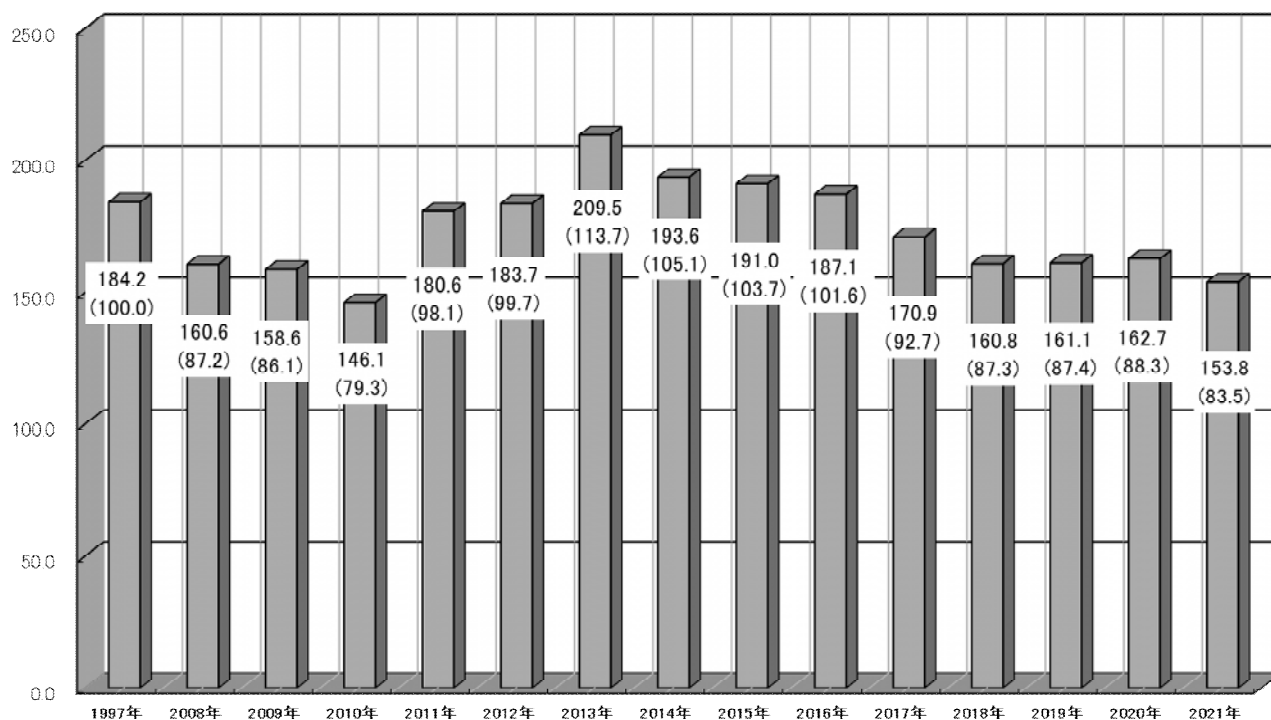
注3：原単位算出方法＝二酸化炭素排出量／ベアリング付加価値生産高（ベアリング付加価値生産高とは、会員各社が売価変動を受けにくい単価を基準とした生産高から材料費や外注費等の外部費用を除いたもの。）

(参考) 電力の排出係数が年度ごとに変動する方法による算出

図2のグラフは、電力の排出係数が年度ごとに変動する方法による結果であり、直近の2021年度実績では、1997年度比83.5%、つまり16.5%減少となった。

1997年度と2021年度を比較すると、CO<sub>2</sub>排出量の約8割を占める電力の排出係数が19.1%増加したが、他方、CO<sub>2</sub>排出原単位では16.5%減少している。つまり、CO<sub>2</sub>排出原単位が減少したのは、会員各社が省エネ設備投資の増強やエネルギー効率向上、設備稼働率向上などを積極的に行ったことがあげられる。

図2. CO<sub>2</sub>排出原単位の推移  
 上段：t-CO<sub>2</sub>/億円  
 下段：%



注1：カッコ内は、基準年度1997年度を100とした場合の比率

注2：電力の排出係数は、年度ごとに変動。1997年度3.66、2008年度(クレジット調整後排出係数)3.74、2009年度(同左)3.53、2010年度(同左)3.52、2011年度(同左)4.75、2012年度(同左)4.81、2013年度(同左)5.67、2014年度(同左)5.52、2015年度(同左)5.31、2016年度(同左)5.16、2017年度(同左)4.96、2018年度(同左)4.63、2019年度(同左)4.44、2020年度(同左)4.41、2021年度(同左)4.36t-CO<sub>2</sub>/万kWh。

(ii) 会員各社のCO<sub>2</sub>削減における取組み

上記の目標に向けて、以下の取組みなどを実施した。

- ①空調関係 (ヒートポンプ式、氷蓄熱式等省エネタイプへ更新、温度管理徹底、など)



- ②コンプレッサ関係（台数制御、吐出圧の見直し、など）
- ③照明関係（省エネ型器具へ取り替え、不要照明の消灯励行、など）
- ④モーター等、動力源関係（インバーター制御、など）
- ⑤ 熱処理関係（熱処理設備の燃料転換、稼動条件変更、など）
- ⑥ 発電設備関係（太陽光発電機の導入、自家発電設備の排熱利用、など）
- ⑦ その他（製造機械のサイクルタイム短縮、など）

(iii) 本社等オフィスからのCO<sub>2</sub>排出量の推移

当工業会では、2010年度実績から、本社等オフィスからのCO<sub>2</sub>排出量実績の集計を行うこととした。以下のとおり、アンケート結果報告をいただいた7社の合計値を報告した。

【本社等オフィスからのCO<sub>2</sub>排出量（7社合計値）】

	2010 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
延べ床面積 (千㎡)	38.7	45.9	46.8	44.3	44.2	46.8	45.4	46.3
CO <sub>2</sub> 排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	1.714	1.464	1.523	1.587	1.505	1.548	1.384	1.390
床面積あたりのCO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /㎡)	44.3	31.9	32.6	35.8	34.0	33.1	30.4	30.0
エネルギー消費量 (原油換算) (千kl)	1.202	1.021	1.058	1.111	1.030	1.067	0.957	0.964
床面積あたりエネル ギー消費量 (l/㎡)	31.0	22.3	22.6	25.1	23.3	22.8	21.1	20.8

注：電力の排出係数は、3.05t-CO<sub>2</sub>/万 kWh に固定して算出した。

なお、具体的な取組みについては、以下のとおり。

- ・ クールビズ・ウォームビズの実施（空調温度設定の徹底など）
- ・ 本社、支店の休憩時間の消灯等による節電活動。
- ・ 階段・トイレの自動消灯、蛍光灯の使用削減。
- ・ 水栓の自動化による節水（工場・事務所取り付け）
- ・ コピー用紙の使用量削減（裏紙の使用、両面コピーの推進）
- ・ 遮熱フィルムによる省エネ実施、など

(iv) 参加企業が発電している太陽光発電・風力発電及び再エネ由来の電力（グリーン電力）の購入

本年度から、参加企業が発電している再生可能エネルギー（太陽光発電・風力発電）の発

電量及び再エネ由来の電力（グリーン電力）の購入について、報告することにした。

2021年度に参加企業が発電した太陽光発電は、8社14事業所で合計約410万kWhの発電を行っており、風力発電は、2社4事業所で合計約1.5万kWhの発電を行った。

また、参加企業2社が、再エネ由来の電力（グリーン電力）を購入している。

(v) 低炭素製品・サービス等による他部門での削減

ベアリングの製品自体が省エネルギーの製品であり、小型・軽量化、低トルク化など技術進歩に伴う性能向上により、需要先である自動車や家電製品、工場設備等の省エネルギーにも大きく貢献している。

2021年度の取組み事例としては、以下の製品などがあげられる。

	低炭素製品・サービス等	削減実績（2021年度）
1	互換性固定複列並列型アンギュラ玉軸受（㈱不二越）	特殊な内部構造とすることで剛性と寿命を向上させ、軽量化、低トルク化を実現した。軸受損失トルク比較では従来品に比べ開発品は64%低減し、自動車の燃費向上を通じてCO2削減に貢献。
2	自動車電動ウォータポンプ用「低トルク樹脂軸受」（NTN㈱）	HEVやEV、FCVなどの電動車の冷却システムに使用される電動ウォータポンプ向けに、スラスト面に設けた特殊潤滑溝によりトルクを従来品比で30%低減した。省エネルギー化によるCO2排出量の削減に貢献。
3	ハイアビリー®：工作機械主軸用高速軸受（㈱ジェイテクト）	密度が低く軽量のセラミックボールと高速回転性に優れた樹脂保持器の採用に加え、内部設計の最適化により高剛性と高速回転性の両立を実現。潤滑方法の変更により、電力消費量を約80%削減。工作機械1台当たり1年間のCO2排出削減貢献量：6.3 ton。
4	バイオマスプラスチック保持器搭載深溝玉軸受（日本精工㈱）	世界で初めて100%植物由来の耐熱バイオマスプラスチック保持器を搭載した深溝玉軸受を開発。従来の石油由来のプラスチックに比べCO2削減効果の高いバイオマスプラスチック保持器を採用した軸受が、エアコンの空気を室内に送りだすファンモータに使用されている。

\* 順不同

(vi) 海外での削減貢献

これまでに進出先国・地域の環境保全に関しては、現地の現状を十分に配慮しつつ、事業展開を図ってきている。海外の現地法人においても、国内と同様に省エネ活動などを推進している。

取組み事例としては、中国、タイ、マレーシア、インドの工場に太陽光発電を導入したり、ドイツ、ポーランド、イギリス、オランダの主要工場などにおいて、グリーン電力を活用し

た体制を整備することなどにより、CO<sub>2</sub>排出量を削減した。

(vii) 革新的技術の開発・導入

燃料電池車（FCV）や電気自動車（EV）等の先端技術に必要なベアリングの開発や、再生可能エネルギーを利用した風力発電用ベアリングや、クリーン輸送機関としての高速鉄道（新幹線など）用ベアリングの技術開発などを行っている。

**b. 2030年度目標の見直しと2050年度のカーボンニュートラルに向けた基本方針の作成**

2015年5月、経済産業省及び経団連から「低炭素社会実行計画（現：カーボンニュートラル行動計画）」参加団体に対して、2030年度目標の取りまとめを行うよう要請があり、以下の目標を策定した。

**【2030年度旧目標】（2021年度実績まで）**

2030年度におけるCO<sub>2</sub>排出原単位を1997年度比28%以上削減することに努める。但し、前提条件として、①電力の排出係数は3.05t-CO<sub>2</sub>/万kWhに固定する。②2030年度の生産量は、2012年度レベル以上とする。

しかしながら、2020年10月、菅前首相による「2050年カーボンニュートラル宣言」発表以降の我が国における動向や、2021年のCOP26開催などを背景に、経済産業省及び経団連から「カーボンニュートラル行動計画」参加団体に対して、「2050年度のカーボンニュートラルに向けた基本方針の作成と2030年度目標の見直し」について検討を行うよう要請もあり、これを受けて、当工業会として上記の検討を環境対策専門委員会において開始した。

同委員会で上記内容の検討にあたっては、工業会のリーガルカウンセルによるモニタリングも行われ、2022年2月から10月までに6回の会議を開催し、検討が行われた。その後、11月理事会で以下の2030年度目標の見直しと2050年度のカーボンニュートラルに向けた基本方針について承認をいただき、経済産業省及び経団連に報告した。

**【2030年度新目標】（2022年度実績から）**

2030年度におけるベアリング製造（Scope1、2（注1））のCO<sub>2</sub>排出量を2013年度比38%削減に努める。

（注1）Scope1とは、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（例：燃料の燃焼）。Scope2とは、他社から供給された電力、熱・蒸気の使用に伴う間接排出。

## 2050年カーボンニュートラルに向けた基本方針

2022年11月策定

### （将来像・目指す姿）

ベアリング業界は、これまでも自主的に「ベアリング業界の低炭素社会実行計画」を作成し、ベアリングの製造においてCO<sub>2</sub>排出削減を実行してきました。また、ベアリング製品は、自動車、産業機械、電気機械を始めとするあらゆる機械の回転部分に使用され、機械の性能、品質を左右する機械要素部品で、省エネルギーそのものを機能としています。回転軸を正確かつ滑らかに回転させ、摩擦によるエネルギー損失や発熱を低減させるなど、ベアリング製造各社はその性能を高めてきました。

これからも、当業界は国およびユーザー業界との協調を図りつつ、ベアリングの製造段階での省エネルギー・CO<sub>2</sub>排出削減の取組み、ベアリングが組み込まれた様々な機械が使用される段階での省エネルギー・CO<sub>2</sub>排出削減の取組み、工場から発生する廃棄物のリサイクルなど循環型社会形成に向けた取組みを通じて、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて貢献していきます。

### （将来像・目指す姿を実現するための道筋やマイルストーン）

当工業会は上記の方針に基づき、以下の取組みを行うことにより、2030年度にベアリング製造（Scope1、2<sup>（注1）</sup>）におけるCO<sub>2</sub>排出量を2013年度比38%削減に努めます。また、ベアリングの使用段階において、ベアリングの小型・軽量化、長寿命化、低トルク化による性能向上によりユーザー製品のCO<sub>2</sub>排出削減に貢献します。

#### 【生産活動における省エネルギー・CO<sub>2</sub>排出削減の取組み】

- ・工場における改善活動による省エネルギー・CO<sub>2</sub>排出削減の推進
- ・生産技術の革新的な開発・導入、高効率設備の導入
- ・工場から発生する排熱などのエネルギー回収・利用の推進、燃料転換の推進
- ・再生可能エネルギーの導入・推進

#### 【ベアリングの技術開発・製品設計の取組み】

- ・小型・軽量化、長寿命化、低トルク化によるエネルギー使用量削減
- ・リサイクルしやすい製品設計の推進
- ・革新的な技術開発の推進

#### 【循環型社会形成に向けた取組み】

- ・工場から発生する廃棄物の再資源化による最終処分量の削減
- ・包装材の簡素化、リターナブル容器の拡大などによる梱包資材使用量の削減

（注1）Scope1とは、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（例：燃料の燃焼）。Scope2とは、他社から供給された電力、熱・蒸気の使用に伴う間接排出。

c. 「産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会電子・電機・産業機械等ワーキンググループ」等での評価・検証

例年のとおり、2022年12月に経済産業省にて「産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会電子・電機・産業機械等ワーキンググループ」が開催された。このワーキンググループは、経済産業省と環境省の共管で、国として多角的観点から経団連の自主的な環境政策を評価・検証する場である。この中で当工業会はその進捗・対応など全般について適正な評価を受けた。

他方、経団連においても、その内部機関としての第三者評価委員会において当工業会を含む産業全体のフォローアップ結果が評価され、適正な成果とされた。

d. 会員企業への温暖化対策の協力要請文の発出

例年のとおり、上記フォローアップ結果を11月理事会で報告するとともに、この機会をとらえ「カーボンニュートラル行動計画」の参加の如何にかかわらず、会員企業代表者宛てに会長名でCO<sub>2</sub>排出削減の協力要請文を郵送し、引続きの努力を要請した。

e. 「ベアリングのCO<sub>2</sub>排出削減貢献定量化ガイドライン」の検討・策定

当工業会では、上記のとおり、「ベアリング業界のカーボンニュートラル行動計画」を策定し、毎年、会員企業の取組みのフォローアップを実施するとともに、その結果を経済産業省及び経団連に報告してきている。

経済産業省では、「温室効果ガス削減貢献定量化ガイドライン」を公開し、産業界に対して自主的に定量的評価を実施し、貢献の見える化を促しており、経団連もこれを踏まえ各業界団体に同様の要請をしてきている。この要請も踏まえ、当工業会はベアリングの使用段階におけるCO<sub>2</sub>排出削減貢献定量化に資する「ベアリングのCO<sub>2</sub>排出削減貢献定量化ガイドライン」（以下、ガイドラインという。）の策定を行うため、環境対策専門委員会の下部組織として「CO<sub>2</sub>排出削減貢献定量化ガイドライン作成ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を新設することが、2018年11月理事会で承認された。

WGは、開発・設計など適切な能力をもった専門家から構成され、適宜、環境対策専門委員会とWGとの合同会合を開催し、方向性の確認、連絡・調整等を行うこととした。また、WGにおいては、工業会のリーガルカウンセルによる所要のモニタリング（資料や議事録のチェック・会合における立会い）を実施することとした。

上記のWG会合は、会員各社の専門家による研究会であり、工業会のリーガルカウンセルによるモニタリングも行われることなどから、集合会議で行うことを前提に検討を進めてきたが、新型コロナウイルスの感染拡大等が長引き、あらためて検討を行った結果、Web会議でも開催することも対応可能との判断から、2021年3月から新型コロナウイルスの感染拡大等の状況を考慮したうえで、Web会議あるいは書面審議で開催することとした。

2019年1月から2021年10月までに12回のWG会合を開催し、検討の結果、「ベアリングのCO2排出削減貢献定量化ガイドライン（案）」がとりまとめられた。

2021年10月に開催された環境対策専門委員会で上記ガイドライン（案）が承認された。その後、2022年5月に全会員企業を対象とした「ベアリングのCO2排出削減貢献定量化ガイドライン（案）」に関する説明会を開催した。同委員会に参加されていない会員企業に対して、本ガイドライン（案）の内容を確認いただき、当工業会理事会に付議することの同意をいただいた。その後、6月理事会での承認を経て、工業会ホームページで公表した。

## ②「循環型社会形成自主行動計画」フォローアップ

2022年度は、2021年度の実績についてフォローアップを行うべく、2022年6月に「循環型社会形成自主行動計画」の産業廃棄物対策の進捗状況及び見通しについてアンケート調査を実施し、会員32社に対して30社より回答を得た。その調査結果に基づき、11月の理事会で承認を得て、経団連へ結果報告した。

標記計画の再資源化率目標は2019年11月、最終処分量目標は2020年11月に設定され、以下のとおり。

### 【循環型社会形成に向けた目標】

- ・2025年度の廃棄物の最終処分量を2000年度比92%減にするよう努める。
- ・2030年度の廃プラスチックを含めた廃棄物の再資源化率を96%以上とするよう努める。

#### a. 再資源化率・最終処分量削減率の実績及び見通し

図3のグラフは、最終処分量削減率の推移を表しており、2021年度の最終処分量は2000年度比94%減となり、2025年度目標の92%減を達成した。今後も2025年度目標を達成できるように、現状水準を維持・向上していく。

また、図4のグラフは、再資源化率の推移を表しており、2021年度における再資源化率は98%となり、2030年度目標の96%以上を達成した。今後も、2030年度目標を達成できるように、現状水準を維持・向上していく。

図3. 最終処分量削減率の推移

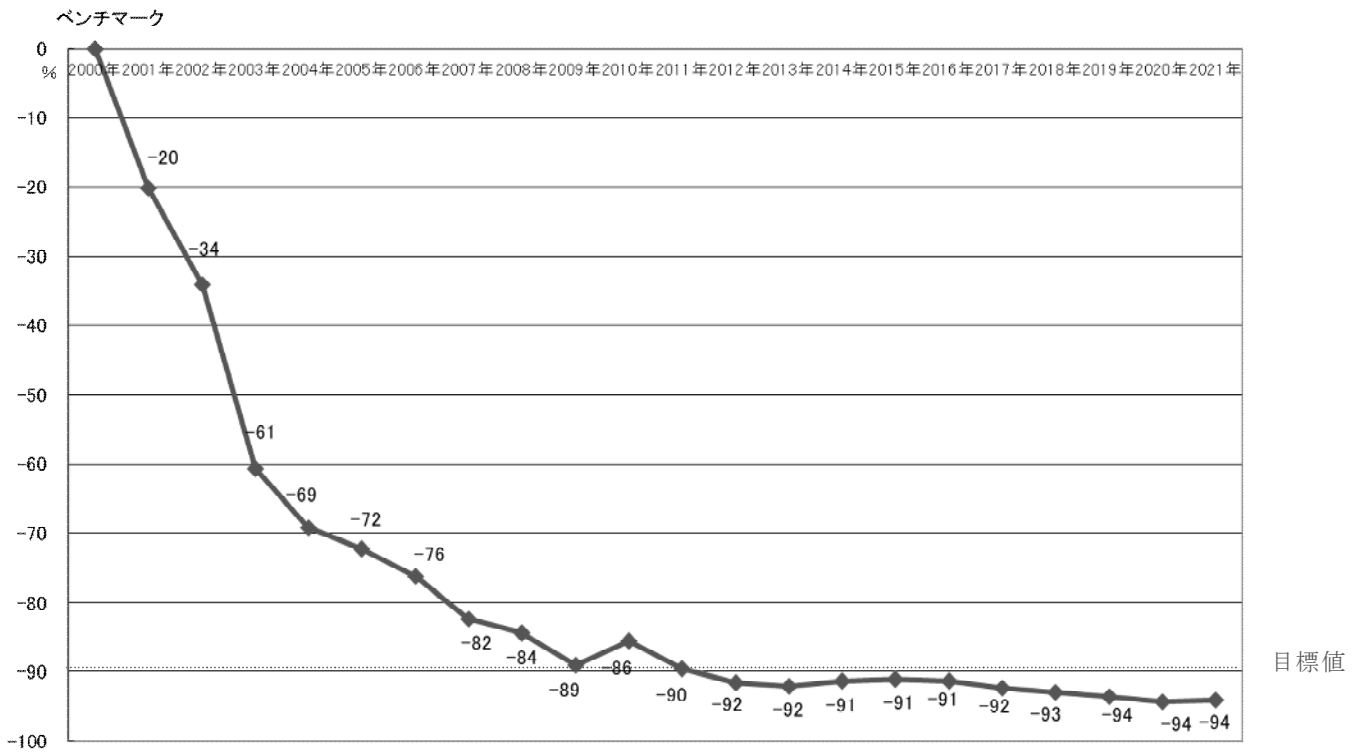
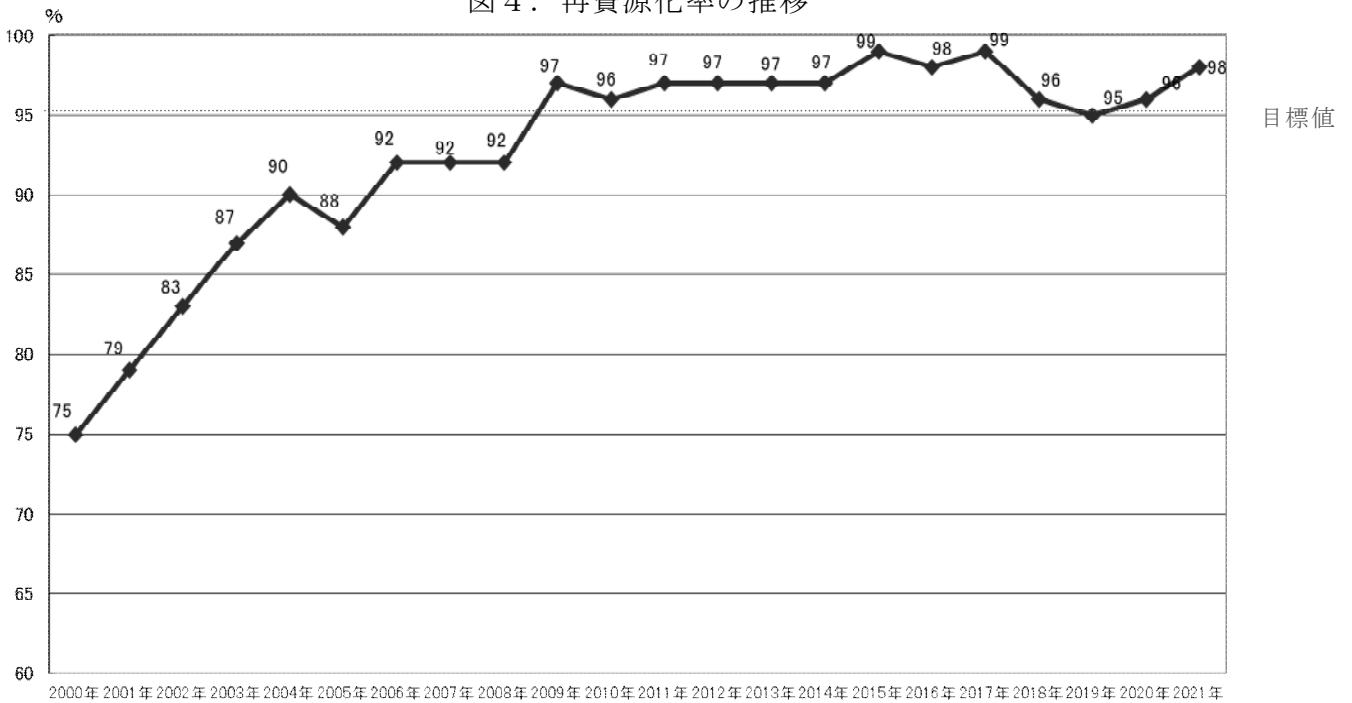


図4. 再資源化率の推移



b. 会員各社の廃棄物削減における取組み

上記の目標に向けて、以下の取組みなどを実施した。

- (i) 金属くず関係（研削スラッジ固形化装置の導入により製鋼原料化など）
- (ii) 廃油、廃液関係（分別によるリサイクル化、廃油サーマル利用など）
- (iii) 包装・梱包関係（包装形態の改善、鋼球箱の製紙原料へのリサイクルなど）
- (iv) プラスチック関係（ポリケースのマテリアルリサイクルなど）
- (v) 汚泥関係（排水汚泥を社外中間処理により再生土にリサイクル化など）
- (vi) 廃酸、廃アルカリ（廃アルカリを再精製して使用など）
- (vii) その他（油性クーラントの回収、ウエスのリサイクル化など）

### ③ その他の環境関連活動

#### a. MCCP 及び PFCA の使用とその使用禁止に伴う代替可能性に関する調査への協力要請

環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される「残留性有機汚染物質（POPs：Persistent Organic Pollutants）」の製造及び使用の廃絶や制限、その意図的でない生成による放出の削減等の規制については、国際的に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）」に基づく枠組みにおいて規制され、継続的にその変更・強化について議論が進められている。

特に、「中鎖塩素化パラフィン(MCCP)（難燃性樹脂原料等）」及び「長鎖ペルフルオロカルボン酸とその塩及び関連物質(長鎖 PFCA)（フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等）」については、POPs 検討委員会（POPRC）第 17 回会合において、提案書に基づき、残留性・生物蓄積性・長距離移動性及び毒性等を審議した結果、スクリーニング基準を満たすとの結論に達した。

上記の MCCP 及び PFCA は、使用用途ごとに規制の適用除外を認めるかも検討が行われており、そのため、経済産業省製造産業局化学物質管理課では、国内において、これらの物質がどの分野・用途で部品・製品に含有されているか、代替技術はあるのか、代替にかかるコストはどのくらいか等について調査し、その調査結果を基に POPs 条約事務局に情報提供することになっている。

当工業会では、上記内容の協力要請を受けて、環境対策専門委員会加盟会社を中心に対応を検討し、全会員に調査を行った。会員 2 社が製品中の MCCP 及び PFCA の含有「有」の調査結果を経済産業省に報告した。その後も、上記の動向について経済産業省と情報共有することになっている。

#### b. 「カーボンニュートラル行動計画」及び「循環型社会形成自主行動計画」を着実に推進するため、会員各社が実際に取り組んでいる環境関連改善事例を集めて「2022 年度省エネルギー・廃棄物削減・包装材の改善事例集」を作成し、会員企業に参考資料として配布した。

### (2) 中小企業対策事業

近年の当工業会における組織改革の中で、中小企業対策事業の基盤として、中小企業対策企画委員会が設置され、同委員会は、中小企業会員の関心に沿った中小企業対策事業を



企画運営している。また、広く中小企業の課題を研究する場として、中小企業対策企画委員会のもとに中小企業課題研究会が設置されている。ここではリーガル・チェックを行うこともビルトインされ、コンプライアンス確保の必要性が高いテーマについても機動的な検討を可能としている。2022年度においても、こうした組織基盤のもとで中小企業対策事業が推進された。

#### ①中小企業対策企画委員会主催による講演会、懇談会及び工場見学会等の実施

(第1～4回は2012年度、第5～9回は2013年度、第10～13回は2014年度、第14～17回は2015年度、第18～21回は2016年度、第22～25回は2017年度、第26～29回は2018年度、第30～34回は2019年度に開催された。)

本年度は、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、以下の活動を実施した。

a. 第35回(2022年5月12日開催) (総務連絡会と合同開催)

「ベアリングのCO2排出削減貢献定量化ガイドライン(案)に関する説明会」

説明者：CO2排出削減貢献定量化ガイドライン作成WG座長

(日本精工(株)産業機械軸受技術センター主務) 傳寶 功哲 殿

於：大阪科学技術センター

b. 第36回(5月12日開催)

「中小企業講演会」

テーマ：「中小企業の現況と最近の政策動向について」

講演者：経済産業省産業機械課課長補佐 横山博之 殿

於：大阪科学技術センター

c. 第37回(7月7日開催)

「消費税インボイス制度に関する説明会」(総務連絡会と合同開催)

説明者：大阪国税局課税第2部 消費税課 実査官 山宮 聖 殿

於：大阪科学技術センター

d. 第38回(11月10日開催)

「からくり改善くふう展見学会」及び「からくり導入検討会」

於：ポートメッセなごや及び名古屋市

e. 第39回(2023年3月3日開催)

「(株)福井村田製作所工場見学会」及び「市井工業会会長との懇談会」

於：福井県越前市

#### ②政府への協力、施策の活用、政府の情報の提供

中小企業の経営の安定及び高度化を図るため、政府及び政府関係機関の施策についての情報提供、当該施策の活用などを進めるとともに、政府に対して、政策などに関して、提言や要望、協力等を行った。

特に、政府等の施策への協力事業として次のものを実施した。

a. セーフティネット施策のベアリング産業指定のため、政府に対し統計データ提供と要請を行い、指定を受けた。

(i) 2019年7月からの施策

2019年7月1日から2021年7月31日までの期間において、「玉軸受・ころ軸受製造業」（日本標準産業分類細分類番号2594）が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号：需要の著しい減少等により中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障が生じている業種）の規定に基づく指定業種となった。これにより、中小企業会員は、取引の数量の減少等が生じているため、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けることにより、金融機関から借入れを行う際に信用保証協会の特例保証（別枠保証等）の利用が可能となった。

その後も、業況を見極めつつ、同施策の適用申請の必要性を調査・検討してきており、必要な状況になれば適宜申請していくこととしている。

(ii) 2020年2月からの施策

新型コロナウイルス感染症対策として、2020年2月28日からは、日本の全地域がセーフティネット保証4号（注1）の規定に基づき指定となった。中小企業会員はその期限である2023年6月30日まで継続して利用が可能となった。市区町村長の認定を受けることにより、金融機関から借入れを行う際に信用保証協会の特例保証（別枠保証等）の利用が可能となった。

（注1）セーフティネット保証4号の対象中小企業者及び特例保証内容は次のとおり。

<対象中小企業者>

次のいずれにも該当する中小企業者

（イ）指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

（ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

<特例保証内容>

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円

【一般保証限度額】2億8,000万円以内＋【別枠保証限度額】2億8,000万円以内

b. 経済産業省は、新型コロナウイルス感染症対策として、新分野展開、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援するため、2021年3月から「事業再構築補助金」の公募を行った。一部の中小企業会員も申請手続きを行い、申請にあたり経済産業省産業機械課から適切なお指導をいただいた。その結果として、これまでに会員企業2社が採択された。

- c. 令和2年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）」については、新型コロナウイルス感染症の支援策も含めた見直しが行われ、年間を通じて申請できる制度となり、会員への情報提供などにより活用を促した。2022年度では会員企業1社が採択された。（注2）

（注2）平成24年度補正予算以来、同様の補助金施策により継続的に会員企業の採択がみられる。

- d. 中小企業に関する政策、官庁よりの通達事項等について

中小企業に関する政策、官庁よりの通達事項等を工業会ホームページに記載し周知を図っている。2022年度における、その主な内容は次のとおりである。

- i. 第168回中小企業景況調査（2022年4-6月期）が発表されました。（中小企業庁）

2022.6.30

- ii. 第169回中小企業景況調査（2022年7-9月期）が発表されました。（中小企業庁）

2021.10.11

- iii. 第170回中小企業景況調査（2022年10-12月期）が発表されました。（中小企業庁）

2022.12.20

- iv. 第171回中小企業景況調査（2023年1-3月期）が発表されました。（中小企業庁）

2023.3.31

### （3）外国人材受入制度への対応

#### ①経緯と当工業会の対応

2018年2月、「経済財政諮問会議」で総理大臣より新たな外国人材受入制度の検討が指示され、同年6月に「骨太の方針」にて、新制度の大枠が決定した。

同年8月1日、経済産業省にて、業界に対する説明会が開催され、その場ではじめて、個別の業界ごとに業種指定に手を挙げるかどうかの回答及び会員企業アンケートの実施（同年8月8日回答期限）、並びに手を挙げる場合は有識者（委員会の委員長でも可）の登録も併せて要請された。これら要請に対し、極めて短時間に意思決定をすることが必要となった。

こうした状況に対し、当工業会は、総務連絡会での検討、理事会承認などの **due process** を迅速に進め、「即応の対応」をとった。即ち、上記アンケートの結果、すでに「技能実習制度」を活用している企業があること、新制度の活用を希望している会員が少なくないことを総合的に判断し、業種指定に手を挙げるとともに、当工業会に「外国人材受入対策専門委員会」を急遽創設し、委員長は互選により決定した（2018年10月に第1回会議を開催。現委員長：日本精工（株）人事総務本部 人事部長 島田正人氏（2021年11月～））。

こうした一連の足早の動きの中、経済産業省の要請を受け、製造業の数少ない代表として当工業会に対し法務省ヒアリングが実施され、当業界のみならず機械加工産業の実態を

説明した。

②上記以降の政府の動きは次の通り。

2018年12月8日：「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」<sup>(注)</sup>が成立（2019年4月1日施行）。

2018年12月25日：「基本方針」、「分野別運用方針」等が閣議決定。「基本方針」（※1）及び「分野別運用方針」（※2）・「分野別運用要領」（※3）が閣議決定。経済産業省の所管は、「産業機械製造業分野」、「素形材産業分野」、「電気・電子情報関連産業分野」の3分野。ベアリング業界は「産業機械製造業分野」に含まれる。

2022年4月26日：「産業機械製造業分野」、「素形材産業分野」、「電気・電子情報関連産業分野」が統合し、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」とされた。

2022年8月30日：「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」の業務区分が19に細分化されていたが、多能工として従事させたいとの要望を受け3つに統合された（機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理）。

(注) 「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国管理庁は、特定技能雇用契約の適正な履行、労働法令の適合などを担保するため、受入れ企業等に対し報告徴収、立入検査、改善命令等を行うことができる。

(※1) 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針

(※2) 産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

(※3) 「産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

「基本方針」及び「分野別運用方針」の主な内容は以下の通り。

- a. 受入れ人数は向こう5年間で49,750人を上限とする（2023年度末まで）。
- b. 技能水準は、分野別運用方針において定める業務区分に対応する試験等により確認する。第2号技能実習を修了した者については、試験等を免除する。
- c. 外国人の報酬額が日本人と同額以上であること。
- d. 職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務。
- e. 人権侵害への対応
- f. 受入れ企業、業界団体は、経済産業省が組織する「製造業特定技能外国人材受入れ協議会・連絡会」に必ず加入する。

### ③製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

経済産業省・製造産業局が主催する「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」に当工業会は初回から参加し、政府からの指示や情報提供をフォローし、また、調査・要望の取りまとめなど政府へ協力をした。

- ・第1回 2019年3月26日
  - ・第2回 2019年10月3日
  - ・第3回 2020年2月7日
  - ・第4回 2020年8月28日（書面）
  - ・第5回 2020年12月7日（書面）
  - ・第6回 2021年5月26日（書面）
  - ・第7回 2021年10月22日（書面）
  - ・第8回 2022年4月28日（書面）
- （第3回から業界団体は、オブザーバー参加となっている）

### ④特定技能外国人材制度の機械加工における「研削・研磨」について

特定技能外国人材制度の産業機械製造業分野（ベアリング含む）における「機械加工」の業務において、これまで「研削・研磨」の作業をさせることができるかどうか明確でなかった。当工業会から、この作業ができるよう、経済産業省に対し要望を行ってきたところ、経済産業省の尽力により、2020年1月に、この作業ができる旨、政府としての見解が示された。

#### （4）洋上風力の産業競争力強化に向けた政府施策への協力

##### ①経緯と当工業会の対応

2020年7月、再エネ海域利用法を通じた洋上風力発電の導入拡大と、これに必要な関連産業の競争力強化と国内産業集積及びインフラ環境整備等を、官民が一体となる形で進め、相互の「好循環」を実現していくため、「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」（以下、「官民協議会」という）が経済産業省及び国土交通省の共管で設立された。官民協議会の下には作業部会、更にその下に民間主導の各種サブWGを設置された。その中の一つに「サプライチェーンの在り方検討分科会」（以下、「サプライ分科会」という）が設置された。2020年10月末、経済産業省産業機械課から当工業会にサプライ分科会への参加要請を受けた。参加者を選出するにあたり総務連絡会で内部検討を行った結果、会長会社である日本精工（株）の専門家が当工業会を代表して参加することになった。

##### ②「洋上風力産業ビジョン（第1次）」の決定

第2回官民協議会（2020年12月15日）において、梶山経済産業省大臣の提言を受け、

洋上風力への投資、サプライチェーン（供給網）の形成、技術開発を通じて国際競争を勝ち抜く次世代産業に育てる考えなどが盛り込まれた「洋上風力産業ビジョン（第1次）」が決定した。主な概要は以下の通り。

＜政府による導入目標＞

- ・年間 100 万 kW 程度の区域指定を 10 年継続し、2030 年までに 1,000 万 kW、2040 年までに浮体式も含む 3,000 万 kW～4,500 万 kW の案件を形成する。

＜産業界による目標設定＞

- ・ 国内調達比率を 2040 年までに 60%にする。
- ・ 着床式の発電コストを 2030～2035 年までに 8～9 円/kWh にする。

### ③国内調達比率のガイドラインの策定

第9回サプライ分科会が10月13日にオンライン形式で開催され、当工業会からは日本精工（株）産業機械軸受技術センター 風力技術部長 神田 裕氏が代表として出席した。会議では、洋上風力産業ビジョン（第1次）を踏まえ、国内調達比率の向上に向けた取組みを促進することを目的として、具体的な算定方法及び報告方法を整理するため、国内調達比率のガイドラインが策定された。運用方法・開始時期などについては引き続き分科会で検討していく予定である。本ガイドラインは、再エネ海域利用法に基づく事業者選定公募において、公募占用指針に基づき提出する公募占用計画に国内調達比率を記載する場合には活用される見込みである。

## （5）労務関係

### ①春闘の調査

組合のある会員会社に、2023 年度の春闘の「賃上げ要求及び回答」について、調査を行った。調査結果は、2023 年 4 月に全会員に対し提供を行った。なお、本調査はリーガル上問題がないことが確認された手法で行われている。

### ②JAM「安全週間ポスター」作成への協力

工場災害防止、安全運動の啓蒙推進を図るため、2022 年 7 月 1 日から 7 日まで厚生労働省が主催して全国的に開催される「安全週間」のポスターにつき、JAM軸受部会ポスター作成費用に協力し、会員企業にポスターの配布を行った。

本年度の安全週間ポスター入賞者は次のとおりである。

特選 南部 唯（東振労働組合）

入選 山田美香（東振労働組合）、西山純加（NTN労働組合）

佳作 高橋佑承（日本精工労働組合）、相場智也（NTN労働組合）

井上英昭（日本精工労働組合）

### ③厚生労働省からの周知依頼

厚生労働省より、2022 年度には、次の事項について周知依頼があり、工業会ホームページに掲載した。

- ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について（2022.4.28）
- ・令和 3 年職場における熱中症の発生状況（確定値）等について（2022.6.10）
- ・令和 4 年度（第 73 回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について（2022.7.29）
- ・令和 4 年度「『見える』安全活動コンクール」の実施等について（2022.7.29）
- ・職場における熱中症予防対策の徹底について（2022.8.22）
- ・労働安全衛生規則に基づき作業記録等の 30 年間保存が必要ながん原性物質を定める告示について(2023.1.10)
- ・保護具着用管理責任者に対する教育の実施について(2023.1.10)
- ・石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について(2023.1.31)
- ・令和 5 年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について(2023.1.31)
- ・春季における年次有給休暇の取得推進について(2023.2.10)
- ・令和 6 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について(2023.2.10)
- ・令和 5 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について(2023.3.10)

## 5. 広報に関する事業

### (1) 機関誌「ベアリング」の発行

機関誌「ベアリング」は、月刊として発行し、会員に加え、関係官庁、関係団体等に配布した。

2022年度の掲載内容については、ベアリングに関する技術標準化活動（ISO、JIS等）、国際関係事業、環境問題への取り組みなど、随時掲載し事業活動の動向を報告するとともに、統計資料を掲載した。

特に、ISO/TC4については、製品の幾何特性仕様（GPS）の適用やセラミック関係の規格開発等が活発化してきている。また、これと並行してISO/TC4の国際会議も激増しており、これら会議について、『ISOレポート』と題し掲載し、その結果の普及に努めた。

また、『業界の動き』では、関連情報を逐次掲載した。更に政府からの周知要請についても掲載を行った。

連載企画としては、『ベアリングの散歩道』と題し、ベアリングの基礎知識について、読みやすい内容に工夫し、掲載を行った。

親しみやすい機関誌を目指して『ずいひつ』を掲載した。

### (2) ホームページ

広く一般の方々に、ベアリング業界と当工業会への理解を高めてもらい、並びに会員に対する情報提供の充実を図るため、ベアリングの製品説明、産業及び工業会の概要、工業会会員の紹介、統計資料などを内容とするホームページを運営した。毎月3回、定期的に更新を行い最新情報を掲載した。



## 事業報告の附属明細書

附属明細書に記載すべき事項は特になし。